

政 務 調 査 費 出 金 票

1

出金日	平成29年4月19日、4月27日
項 目	研 修 費
摘 要	旅費、ホテル代
金 額	37,320 円
支出内訳	領 収 書 公明党 様 領収年月日 2017.-4.19 金 額 ￥23,920- (クレジット扱い) 購入内容 JR乗車券類発行 原券番号 -00000 あいの風とやま鉄道株式会社 魚津駅発行 75-01593 印紙税申告納 付につき富山 税務署承認済
領収書	

領 収 書

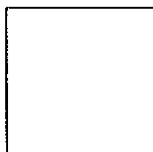
No. 00059274-00
2017/04/27

中瀬淑美 様

金 額	¥ 13,500 -
-----	------------

13400-

但し、ご宿泊代
4/27~1泊分 として、
クレジットカードにて上記金額正に領収いたしました。



スーパーホテルLohas東京駅八重洲中央口

〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目2番7号
■Wifi PASS: lohashotel
TEL:03-3241-9000 FAX:03-3241-9003
<http://www.superhotel.co.jp>



本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印

① 研究研修旅費

② 調査・請願旅費

政務調査費旅費計算書

会派名

公明党

金額 37,320 円

(1人あたり 37,320 円)

用務	研修					
旅行先	東京					
旅行期間	平成 29年 4 月 27日～平成 29 年 4月 28日(1 泊 2 日)					
種別	区 間		乗車料金	急行料金	特別車料金	合 計
鉄道賃	自 黒部宇奈月温泉 駅	至 東京 駅	円	円	円	23,920 円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
車 賃	区 間		借り上げ料金	燃料費	高速料金	合 計
	自	至	円	円	円	円
宿泊料	1 泊分					13,400 円
その他(駐車料金等)	(内訳)					円
備考	くろべ宇奈月温泉 ～東京 往復 23,920円 宿泊費 13,400円(市の旅費基準による)					
合計						37,320 円

旅行議員氏名 中瀬 淑美

承認印	
会派会長	経理責任者
	

政 務 調 査 費 出 金 票

2

出金日	平成29年4月27日
項 目	研 修 費
摘 要	セミナー代
金 額	45,000 円
支出内訳	
領収書	領 収 証 公明党 様 29 年 4 月 27 日 ★ ¥45,000 但 4/27 14:00～「あなたの街の自治体財政見える化研修1」、 4/28 10:00～「あなたの街の自治体財政見える化研修2」、 4/28 14:00～「議員の基本財政比較分析の仕方」 3講座 研修会受講代として 上 記 正 に 領 収 い た し ま し 一般社団法人地方議員研究会 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639 TEL 06 (7878) 6297

本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印
		

旅 行 復 命 書

平成 29 年 4 月 30 日

氏 名 中瀬 淑美



件 名	自治体財政マスター講座
-----	-------------

このことについて、次のとおり復命いたします。

視 察 先	東京
出張期間	自 平成 29 年 4 月 27 日 () 至 平成 29 年 4 月 28 日 () 1 泊 2 日
4 月 27 日 (火) 14 時～16 時 30 分 講師；元・廿日市市副市長 川本 達志氏 あなたの街の自治体財政「見える化」の研修 I ・自治体の決算カードを確認。 ・決算カードで財政の基礎データを一覧できる。財政状況資料集で財政データを詳細に確認。面積・人口など類似団体と比較して客観的に分析するためにも特に大事（公共施設老朽化比率などは今後追加される）。9 月定例会に入る前手に入れて決算に挑むと判りやすい。 - 行政は 5 月から取りかかり総務省へ夏までに提出なので 8 月には作成されている→監査で、確認済み。人口はその自治体の力である。特に産業構造人口の増減は大事で将来の税収に関わるので重要である。 ・PDCA、施策の効果と改善について - 予算とは成果を求めるものである。施策・事業の成果については「事業シート」を活用し全てではなく、大きな事業について出させること。目的も明確、事業の内容・コスト情報・目標到達見込みまで出させる。行政は予算出す時に査定資料として各課で作成しているはずであり、出すことは可能。成果は何かを求める議論でなくては時間の無駄。今後は、増大な資料を紙ベースでなく、タブレットで全議員が見れるようにすることも大事。→（今後提案していく）議会が執行部側に要求する。議会に出させるという手順で。 ・健全化判断比率と夕張市に学ぶ人口減少対策 ・夕張の人口推移は日本全体の象徴、我が町の人口ピラミッドを把握しておく事（人口ビジョン参考）。夕張は、一時借入金と不適正な財政処理を議会が見抜けなかった。夕張市の財政破綻から学ぶべき事は多い。夕張市では、	

○執行部内で事業選択が及ぼす財政への影響について議論されず誤った情報によって議論されていた。

○財政状況についての正確な情報が公表されず、市民も正しい客観的判断できなかった。

○議会が首長におまかせにして必要な資料を要求せず主体的判断ができなかった疑いあり、歴代首長が人口減少に対し規模に見合った組織、サービスの見直しをせずいた。

- ・一般財源と特定財源を考える

- ・財政の健全性→持続可能な財政状況にあるか、議会が監視することが重要。

- ・事業の成果は上がっているか。改善すべきことはないか→PDCA、施策の効果と改善する

- ・違法不当な収入・支出はないか→財務・財産管理・会計処理の適正性を見る。

標準財政規模（毎年決まって入ってくる金額で、自治体が自由に使える金）を覚えておくと、どのくらいの事業規模が可能かわかる。ふるさと納税は当てにしていけない、これは 臨時財政。毎年入り、毎年出る金大事。出る金を抑えること。実質公債費比率借金の元利償還金がどのくらいあるか、議会は監視せよ。15%越えると危険であり！徴収はプロを使って徴収を！1 ポイント増でも大きいと思え。実質収支比率は積立金が増加すれば減少するからくりあり。黒字がやたらと多い時は歳出の不要額が多額発生している。補正予算を編成し、その財源を有効に活用できたことになる。

- ・ハード（道路・学校・庁舎など）は地方債（借金）できるが、ソフト（計画策定・委託事業・事業補助など）は借金できない。首長が長期になると次から次に事業を起こすが要注意。住民税・固定資産税は自治体の基幹税である。法人税はわずかなので議員が良く企業誘致というがそれは税収増にならない。（大企業は案分されてしまう）

地方交付税とは、国が地方に代わって徴収する地方税だということを忘れてはいけない。臨時財政対策債とは、交付金の先食いであり、サラ金でサラ金を払うようなものである。

4月28日（金）10時～16時30分

- ・まずは、自分の自治体の決算カードを見れるように

- ・実質公債費比率で借金はしていないか。何をコントロール指標にしているか、議会がチェックすること。公債費については、「起債償還金計算ソフト」で計算してみる。起債償還計算プログラムで検索できる。臨時財政対策債については、トップランナー方・ハード（道路・学校・庁舎など）は地方債（借金）できるが、ソフト（計画策定・委託事業・事業補助など）は借金できない。首長長期になると次から次へとやりたいのは危険。住民税・固定資産税は自治体の基幹税。法人税はわずかなので議員が良く企業誘致というがそれは税収増にならない。（大企業は案分されてしまう）

地方交付税とは、国が地方に代わって徴収する地方税だということを忘れるな。臨時財政対策債とは、交付金の先食いであり、サラ金でサラ金を払うようなもの。

<あなたの街の自治体財政「見える化」研修2>（14:00 から 16:30）

- ・自分の自治体の決算カードを見れるように

- ・実質公債費比率で借金はしていないか。何をコントロール指標にしているか、議会がチェックすること。公債費については、「起債償還金計算ソフト」で計算してみる。起

載償還計算プログラムで検索できる。臨時財政対策債については、トップランナー方式をとる。公債費負担比率は見た方がいい。プライマリーバランス＝地方債のコントロール。歳入より歳出の方が多いのになら借金しないように監視。
式をとる。公債費負担比率は見た方がいい。プライマリーバランス＝地方債のコントロール。歳入より歳出の方が多いのになら借金しないように監視。
・減る税収と増える扶助費等の伸びを議員としてどうするか。財政計画を公表させ説明を受ける事が大事。

毎年決まって支出される経費に充てられる一般財源の額監視。特定財源は、赤字町債。義務的経費＝人件費＋扶助費＋公債費をどう抑えるか。人件費をどういう視点で見えるか。過去5年間の推移を見る。全国トレンドと整合。財政状況資料集で類似団体との人口1,000人当たりの職員数比較。生産年齢人口が減少する中で将来的に役場職員も減少するのが自然。

【考察】

今回の研修では、元行政側の元・廿日市市副市長が具体的に講義していただき、有意義な研修であった。特に議会として、決算シートを必ず用意して決算に臨むこと、事業シートを大きい事業だけでも良いので提出させること、行政側も予算編成のために査定資料として各課で必ず作成しているはずであり、出すことは容易であり可能だということをお聞きできたことが大きな収穫であった。このシートから事業効果、成果、目標など指摘ができる。

人口ビジョンから自治体の施策が見える事、決算シートがしっかり見れないと自治体の体力もわからない。借金がいくらあり、基金（積み立て）しているのか、税収に見合った施策なのか、扶助費は、少子高齢化社会に向けてどのような施策を打っているのか見極めることが大事であり、予算、決算の中で監視しなければいけない。決算では、事業の成果は何かを求めなければ質問しても時間の無駄であるとのこと指摘は大いに納得し反省した。

9月からは、決算特別委員会も開催され、税金の使われ方や、将来の子ども達に負の部分を残さないことを常に念頭に置き、指摘された部分をしっかり分析データ化し監査にも臨んで参りたい。

あなたの街の自治体財政 「見える化」研修1

川本 達志
自治体経営コンサルタント

2017.4.27 東京

議員の基本 「財政比較分析」 の仕方

自治体経営コンサルタント
川本達志

2017.04.28 東京

地方財政の全面的な「見える化」

～新たな課題への積極的な対応～

現状と課題

- 公営施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、「財政状況資料集」には、公営施設等の老朽化度合いが示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が示されていない。



今後の対応 = 新たな課題への積極的な対応

公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、地方公会計（資産負債台帳）の活用を促進し、財政状況資料集に活用することによって、財政状況資料集の活用を促進する。

- ① 資産老朽化比率の追加
地方公会計により把握可能となる「資産老朽化比率」の追加
- ② 新たな分析手法の導入
新たな分析手法として、資産負債比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入
- ③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加
固定資産台帳により把握可能となる道路、学校、公営住宅等の施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加するとともに、同台帳により土地情報（用途、地目）も追加

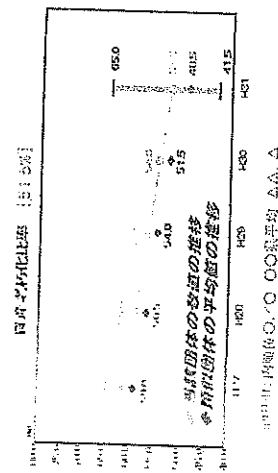
これらで分かったストック情報は、地方財政の「見える化」に活用され、地方財政の「見える化」に活用される。また、地方財政の「見える化」に活用される。

※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、資産老朽化比率に加え、例えば、公営施設の一人当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能（進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるかさらに検討）

※ 社会経済情勢の変化を踏まえ、地方財政の「見える化」のあり方については、引き続き研究

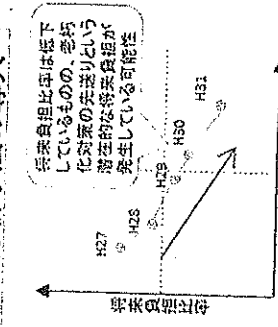
イメージ

(1) 資産老朽化比率の追加



地方公会計による分析コメントを記載

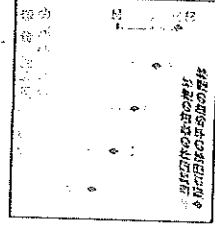
② 新たな分析手法の導入



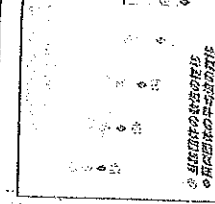
⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「資産老朽化比率」と組み合わせて分析することにより、地方財政の健全性をより正確に把握することが可能

③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加

一人当たり面積 (00㎡)



資産老朽化比率 (00%)



土地情報

用途	地目	面積	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
住宅	住宅	100	100	100	100	100	100	100	100	100
商業	商業	200	200	200	200	200	200	200	200	200
工業	工業	300	300	300	300	300	300	300	300	300
公共	公共	400	400	400	400	400	400	400	400	400
その他	その他	500	500	500	500	500	500	500	500	500

用途	地目	面積	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
住宅	住宅	100	100	100	100	100	100	100	100	100
商業	商業	200	200	200	200	200	200	200	200	200
工業	工業	300	300	300	300	300	300	300	300	300
公共	公共	400	400	400	400	400	400	400	400	400
その他	その他	500	500	500	500	500	500	500	500	500

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない

あなたの街の自治体財政 「見える化」研修2

川本 達志
自治体経営コンサルタント

2017.4.28 東京

投資的経費

- 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）
新規の建設事業は減少。更新投資が必要になる時期が重なる傾向（一時期に建設）。一定の規模の投資が今後継続的に必要になる。
それとともに施設の総合的見直し（統廃合）が必要に。



起債による地方債残高の増加に留意。

4月27日(木)

10:00~12:30

元副市長が考える 財政関連質問のポイント

- ・事業が予算になるまでのスケジュールをおさえる
- ・地方交付税と臨時財政対策債のおさらい
- ・経常収支比率と一般財源の考え方
- ・人口減少時代の財政関連質問のポイント

14:00~16:30

あなたの街の自治体財政 「見える化」研修1

参加自治体それぞれの決算カードを配布、解説

- ・あなたの街の決算カードをまず確認
- ・PDCA、施策の効果と改善について
- ・健全化判断比率と夕張市に学ぶ人口減少対策
- ・一般財源と特定財源を考える

4月28日(金)

10:00~12:30

あなたの街の自治体財政 「見える化」研修2

参加自治体それぞれの決算カードを配布、解説

- ・午前と午後の研修で自分の街の決算カードを見れるようになるう!!
- ・減る税収と増える扶助費等の伸びを議員としてどうするか?
- ・フローとストックから見る財政状況の見方
- ・積立金現在高と市の借金の考え方

14:00~16:30

議員の基本 「財政比較分析」の仕方

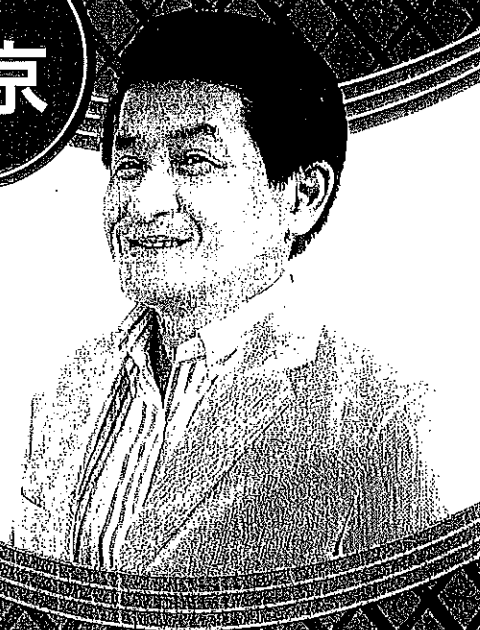
参加自治体それぞれの財政状況資料集を配布、解説

- ・あなたの街の財政状況資料集をまず確認
- ・あなたの街の財政は、同規模自治体と比べどの水準か?
- ・自治体財政は比較することで理解が進む
- ・財政課が教えてくれない財政の将来負担の見方

元副市長が教える 自治体財政 マスター講座

2日で
わかる

in
東京



かわもと たつし
川本 達志 元・廿日市市副市長

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職中に広島県立大学大学院修了。2011年12月退職。2012年3月から株式会社野村総合研究所上級コンサルタント。2014年4月に独立。

↑ FAX 06-7878-6308 ↑

お申込みは ☎ FAX または ✉ メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

✉ メール申込み方法

mail@chihogiken.jp

☎ FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ ☒ チェックください。

	4月27日(木)	4月28日(金)
10:00 ~ 12:30	☐ 元副市長が考える 財政関連質問のポイント	☒ あなたの街の自治体財政 「見える化」研修2
14:00 ~ 16:30	☒ あなたの街の自治体財政 「見える化」研修1	☒ 議員の基本 「財政比較分析」の仕方

お名前	(フリガナ) カミ トシミ 中頼 淑美	貴議会名	魚津市議会 3 期目)
ご住所	(〒937-0066) 富山県北砺波 2-20-11		
電話番号	(0765) 23-1041	FAX番号	(0765) 23-1056
E-mail	yxy37402006@gmail.com		
領収証宛名	ご本人様名 ・ その他 (公明党)		

開催
場所

TKP東京駅八重洲
カンファレンスセンター

[4講座同場所] 〒104-8388東京都中央区
京橋1-7-1戸田ビルディング

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ・事務局

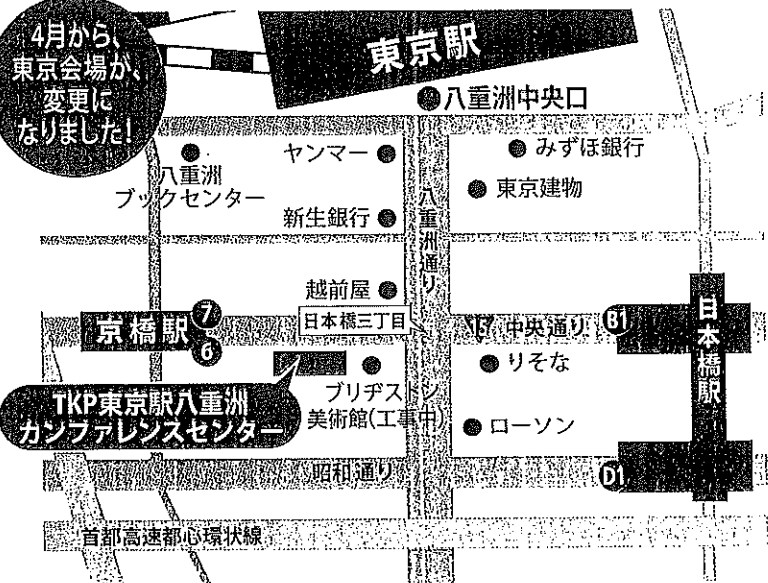
地 方 議 員 研 究 会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

4月から、
東京会場が、
変更に
なりました!



東京駅 八重洲中央口より 徒歩5分

赤い「紳士服コナカ」の看板が目印

出金日	平成29年8月10日
項 目	研修費
摘 要	平成29年度日中友好富山県途方議員連盟会費
金 額	3,000円
支出内訳	領収書 魚津市議会 公明党 殿 中瀬 淑美 ¥ 3,000 - ただし、平成29年度日中友好富山県地方議員連盟 会費として 平成29年8月10日 日中友好富山県地方議員連盟 正 熊 鹿 会 長

本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印
		

平成 2 9 年 度

日中友好富山県地方議員連盟総会

と き 平成29年7月4日 (火)

午後2時00分～

ところ 富山第一ホテル 3階 白鳳の間

日中友好富山県地方議員連盟

平成28年度収支決算報告書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額 A	収入済額 B	増 減 額 C(B-A)	摘要
1 会 費	891,000	891,000	0	3,000円×297人
2 募金収入	0	0	0	
3 積立金取崩	0	0	0	
4 雑 収 入	274	2	▲ 272	預金利息
5 繰 越 金	36,726	36,726	0	
計	928,000	927,728	▲ 272	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額 A	支出済額 B	増 減 額 C(B-A)	摘要
1 会 議 費	258,000	180,235	▲ 77,765	総会、理事会
2 事 業 費	350,000	185,960	▲ 164,040	講演会、その他
3 訪 中 費	200,000	200,000	0	H29訪中積み立て
4 負 担 金	100,000	100,000	0	団体連合会負担金
5 事 務 費	10,000	0	▲ 10,000	
6 義 援 金	0	0	0	
7 予 備 費	10,000	0	▲ 10,000	
計	928,000	666,195	▲ 261,805	

収 入 済 額	927,728 円
支 出 済 額	666,195 円
翌年度への繰越額	261,533 円

平成29年度収支予算（案）

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 額 C(A-B)	摘 要
1 会 費	861,000	891,000	▲ 30,000	3,000円×287人
2 募金収入	0	0	0	
3 積立金取崩収入	200,000	0	200,000	
4 雑 収 入	467	274	193	預金利息
5 繰 越 金	261,533	36,726	224,807	
計	1,323,000	928,000	395,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増 減 額 C(A-B)	摘 要
1 会 議 費	200,000	258,000	▲ 58,000	総会、理事会
2 事 業 費	300,000	350,000	▲ 50,000	講演会 その他
3 訪 中 費	703,000	200,000	503,000	
4 負 担 金	100,000	100,000	0	富山県日中友好、 団体連合会負担金
5 事 務 費	10,000	10,000	0	
6 義 援 金	0	0	0	
7 予 備 費	10,000	10,000	0	
計	1,323,000	928,000	395,000	

政 務 調 査 費 出 金 票

3

出金日	平成29年8月10日
項 目	研修費
摘 要	平成29年度富山県日台友好議員連盟会費
金 額	2,000円
支出内訳	平成29年8月10日 公明党 中瀬 淑美 殿 ただし、平成29年度富山県日台友好議員連盟会費 として 〒2,000.- 領 収 書 富山県日台友好議員連盟 会長 中川 忠昭 領収書

本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印
		

平成 29 年 度

富山県日台友好議員連盟総会

と き 平成 29 年 5 月 16 日 (火)
午後 6 時 00 分 ~ 6 時 30 分

ところ 富山第一ホテル
3 階 飛鳥の間

富山県日台友好議員連盟

平成 28 年 度 収 支 決 算 書

自 平成28年 4 月 1 日
至 平成29年 3 月31日

(単位：円)

<収入の部>

科 目	収 入 額 A	予 算 額 B	差引増減 (A-B)	備 考
前年度繰越金	265,651	265,651	0	
会費	858,000	830,000	28,000	会費 県議会議員 @10,000×34名=340,000円 県議会議員(酒井、亀山、藤田県議) 8,000円+(10,000円×2名)=28,000円 市町村議会議員 @2,000×245名=490,000円
雑収入	7	0	7	普通預金利息 8月 5円 2月 2円
計	1,123,658	1,095,651	28,007	

(単位：円)

<支出の部>

科 目	支 出 額 A	予 算 額 B	差引増減 (A-B)	備 考
会議費	520,270	500,000	20,270	理事会・総会・講演会 講師謝礼 100,000円 講師交通費 18,860円 講師、来賓土産代 9,720円 総会お茶代 14,000円 総会会場使用料等 377,690円
事業費	120,806	400,000	-279,194	日台親善協会10周年記念事業『謝謝 台湾』 日台議連負担分 108,000円 台北駐日経済文化代表処 代表表敬お土産代 12,806円
事務費	0	40,000	-40,000	
予備費	0	155,651	-155,651	
計	641,076	1,095,651	-454,575	

収入額 1,123,658 円

支出額 641,076 円

翌年度繰越額 482,582 円

平成29年度収支予算(案)

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

<収入の部>

(単位:円)

科 目	予 算 額 A	前年度予算額 B	差引増減 (A-B)	備 考
前年度繰越金	482,582	265,651	216,931	
会費	814,000	830,000	-16,000	県議会議員@10,000×34名＝ 340,000円 市町村議会議員@2,000×237名＝ 474,000円
計	1,296,582	1,095,651	200,931	

<支出の部>

(単位:円)

科 目	予 算 額 A	前年度予算額 B	差引増減 (A-B)	備 考
会 議 費	600,000	500,000	100,000	理事会・総会・囲む会開催費
事 業 費	500,000	400,000	100,000	日台友好の活性化に関する諸活動
事 務 費	30,000	40,000	-10,000	
予 備 費	166,582	155,651	10,931	
計	1,296,582	1,095,651	200,931	

出金日	平成29年8月31日
項 目	研 修 費
摘 要	旅費、ホテル代
金 額	36,360 円

領 収 証 平成29年 8月31日	
公明党 様 ￥ 36,360.- 但し 上記の金額正に領収いたしました。 タクシーチケットが便利です！ 毎月の一定日に締切り、一括ご請求 お問合せ 0765 22-0640 魚津交通株式会社 〒937-0805 富山県魚津市本江2860-2 TEL(0765)23-0640 FAX(0765)23-0640 e-mail: info@uozu-kotsu.co.jp 取扱者印	

平成29年8月10日
NO. Page: 1

請 求 書

〒937-0067
魚津市釈迦堂1-10-1

魚津市役所
中瀬 淑美 市議会議員

殿

〒937-0805 富山県魚津市本江2860-2

魚津交通株式会社

TEL(0765)23-0640 FAX(0765)23-0640
e-mail: info@uozu-kotsu.co.jp

☎ 0120-79-0640

代表取締役社長 谷川 悠

2017/8/8 ~ 2017/8/9

前回御請求額	今回御入金額	差 引 額	今回御利用額	チケット数	今回御請求額
0	0	0	36,360		36,360

日 付	乗 車 地	経 由 地	降 車 地	運 賃	摘 要
2017/8/9	8月研修	宿泊費	8/8~8/9	6,720	谷川
2017/8/9		新幹線		28,640	谷川
2017/8/9		手数料		1,000	谷川

承 認	会派会長印	経理責任者印

氏 名 中瀬淑美

○ ① 研究研修旅費

② 調査・請願旅費

政務調査費旅費計算書

会派名

公明党

金額

36,360

円

(1人あたり

36,360

円)

用務	TKCセミナー、産前産後ケアセンターママの里視察					
旅行先	東京、山梨県笛吹市					
旅行期間	平成29年8月8日～平成29年8月9日(1泊 2日)					
種別	区 間		乗車料金	急行料金	特別車料金	合 計
鉄道賃	自 黒部宇奈月温泉 駅	至 長野 駅	円	円	円	円
	自 長野 駅	至 黒部宇奈月温泉 駅	円	円	円	21,920 円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
車 賃	区 間		借り上げ料金	燃料費	高速料金	合 計
	自	至	円	円	円	円
宿泊料	1泊分					13,440 円
その他 (駐車料 金等)	(内訳)					36,360 円
備考	しおかぜと合同研修。鉄道費、宿泊は業者に依頼。旅費+宿泊費+手数料(1,000円) =36,360円					
合計	円					

旅行議員氏名 中瀬 淑美

承認印	
会派会長	経理責任者
	

政 務 調 査 費 出 金 票

7

出金日	平成29年8月8日
項 目	研 修 費
摘 要	セミナー参加費（自治体政策再生への処方箋）
金 額	5,000円
支出内訳	

No.1708-211
Rp-022

領 収 書

公明党
中瀬 淑美 様

金 5,000 円 (消費税込み)

但し、セミナー参加費として
（自治体経営の進化に向けた理論と実践
シリーズ「自治体政策再生への処方箋」＜第2回＞
平成29年8月8日開催）

平成29年8月8日

株式会社 図書館総合研究所
東京都文京区大塚 目1番1号
代表取締役社長 小澤 嘉謹



本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印

政 務 調 査 費 出 金 票

8

出金日	平成29年8月8日
項 目	研 修 費
摘 要	テキスト代（自治体経営リスクと政策再生）
金 額	3,000円

No.1708-s202

Rp-022

領 収 書

公明党

中瀬 淑美 様

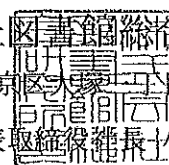
金 3,000 円 (消費税込み)

但し、テキスト代として

(『自治体経営リスクと政策再生』東洋経済新報社 1冊)

平成 29 年 8 月 8 日

株式会社図書館総合研究所
東京都文京区大塚 1 番 1 号
代表取締役 小澤 嘉謹



--	--

本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印

復 命 書

平成 29 年 8 月 16 日

氏 名 中瀬 淑美



件 名	自治体政策再生への処方箋「自治体経営の進化に向けた理論と実践」 ママの里
-----	---

このことについて、次のとおり復命いたします。

視 察 先	東京 、 山梨県笛吹市
出張期間	自 平成 29 年 8 月 8 日 (火) 至 平成 29 年 8 月 9 日 (水) 1 泊 2 日

8 月 8 日

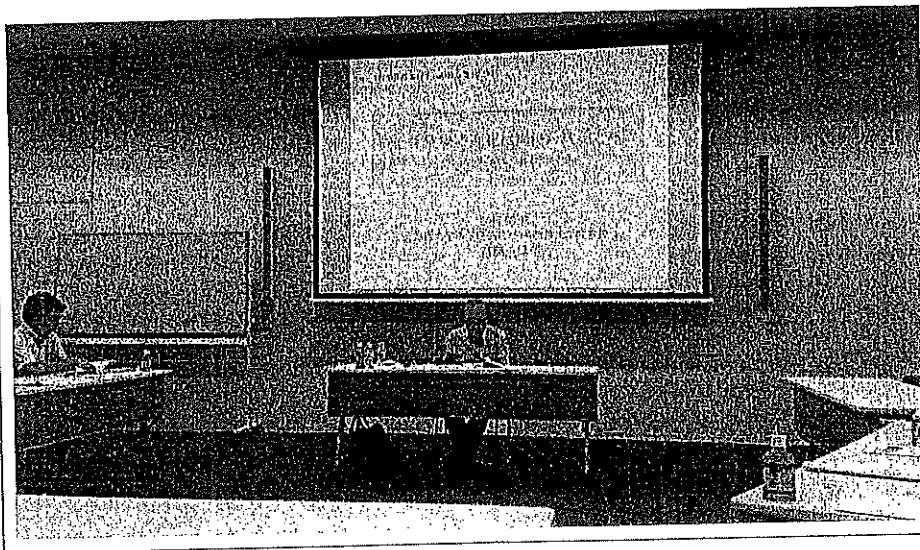
「自治体政策再生への処方箋」5 回シリーズに 2 回分。

テーマは「」～公共サービス改革の流れを読み解く理論(NPM、ppp、NPG)～です。北海道大学教授の宮脇淳先生の講義をお聴きしました。

地方自治体は少子高齢化、グローバル化、IT 化への対応を迫られる一方で、右肩上がり
の時代には見過ごされてきた債務やリスクが顕在化しつつある。

そうした環境にある自治体が組織を改革し、政策・施策・事務事業の再生を実現するた
めの道筋を提示する。

計画策定・行政評価などの PDCA サイクルの確立、計画の実効性を高めるマネジメント、
組織間の連携効果を高める情報の管理・活用、公営事業の経営などを実践的な視点で解
説。民間や住民の資金や活力の有効活用について、しっかりとその領分や効果を見極め
る必要性を学びました。この考えをしっかりと、魚津市においても着実に進めるよう提
言していきたい。



2日目 山梨県笛吹市

ママの里（10時～11時40分）

産前から産後までのケアセンター ママの里を視察しました。

この施設は山梨県と県内全市町村の連携による山梨県産後ケア事業を、学校法人富士修紅学院が委託され健康科学大学産前産後ケアセンターとして運営。

榊原センター長に、お話を伺いました。妊娠中からの様々な相談を受け、出産後の不安を解消するため、出産から4ヶ月後までのお母さん方は宿泊しながら、身体と心を休められる場と時間を提供する施設です。もちろん宿泊しなくても産後5ヶ月以降の方でも個別相談も出来ます。

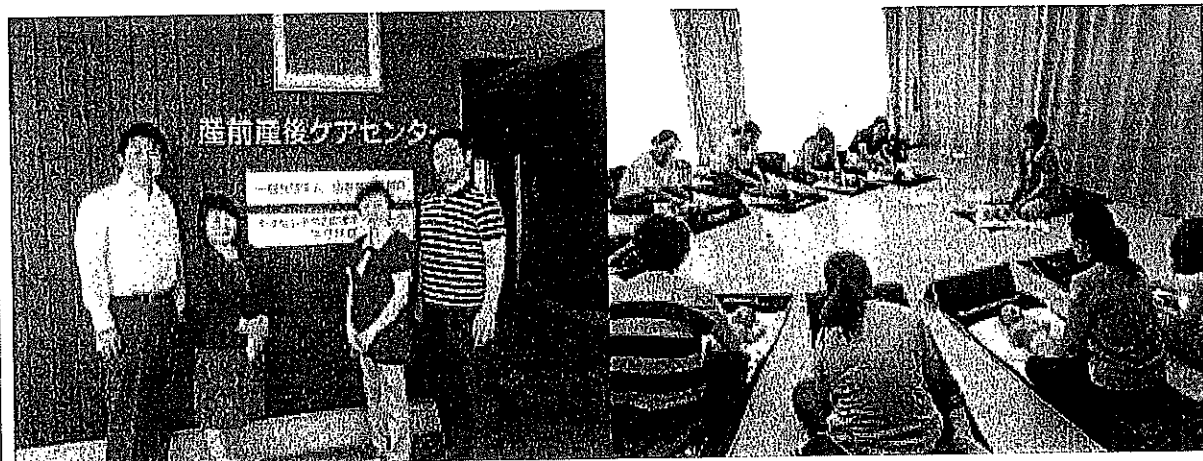
滞在中は助産師ら専門家に相談、育児の方法について直接アドバイスを受けられます。

お母さん一人ひとりの体調やニーズにそって助産師がケアいたし、授乳や沐浴、抱き方などの基本的な育児技術もじっくり体得できます。睡眠不足で疲労感の強いお母さんには短時間でもぐっすり眠れるよう工夫しています。また、栄養バランスを考えた産後の身体に優しい食事での疲労回復も早まります。4日間程度の滞在中に少しずつゆっくりと慣れて家庭へ戻る準備をします。（日帰りケアも受け入れています。）

家庭に戻ってからの子育てをお互いにサポートしあえるような、お母さん同士の交流の機会をもち、お住まいの地域の子育て支援情報を提供いたします。

鉄骨2階建てで、2階には母子の宿泊室が6室あり、温泉付きの浴室があります。

1階には多目的スペースや相談室のほかオープンテラスには温泉を利用した足湯を設置し、利用者が心身ともにくつろぎ、温かな雰囲気での体力の回復が図られる場としています。うかがった日はベビーマッサージの日で、たくさんの方で賑わっていました。



魚津市においても、子育て支援の一環として、子育てするお母さん達に喜ばれる、未来の宝を安心して育てられる環境づくりの一環として早期に産前産後施設の整備を求めています。

お手元限り

全国の特徴あるTRC図書館と 民間ならではの各種連携事例

2017.05

株式会社図書館流通センター

自治体経営の進化に向けた理論と実践

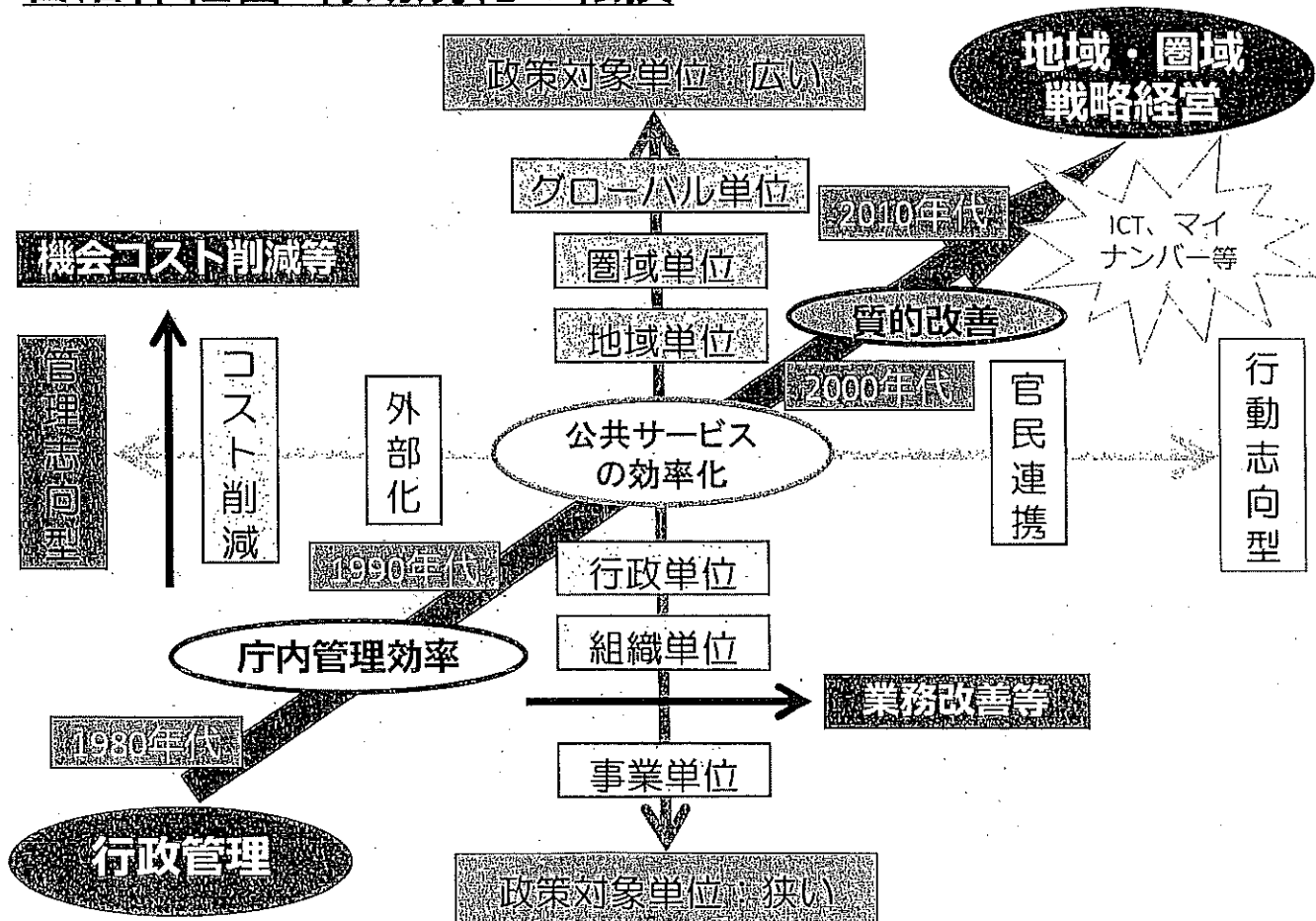
公共サービス改革の流れを読み解く理論(NPM、PPP、NPG)

2017.08.08

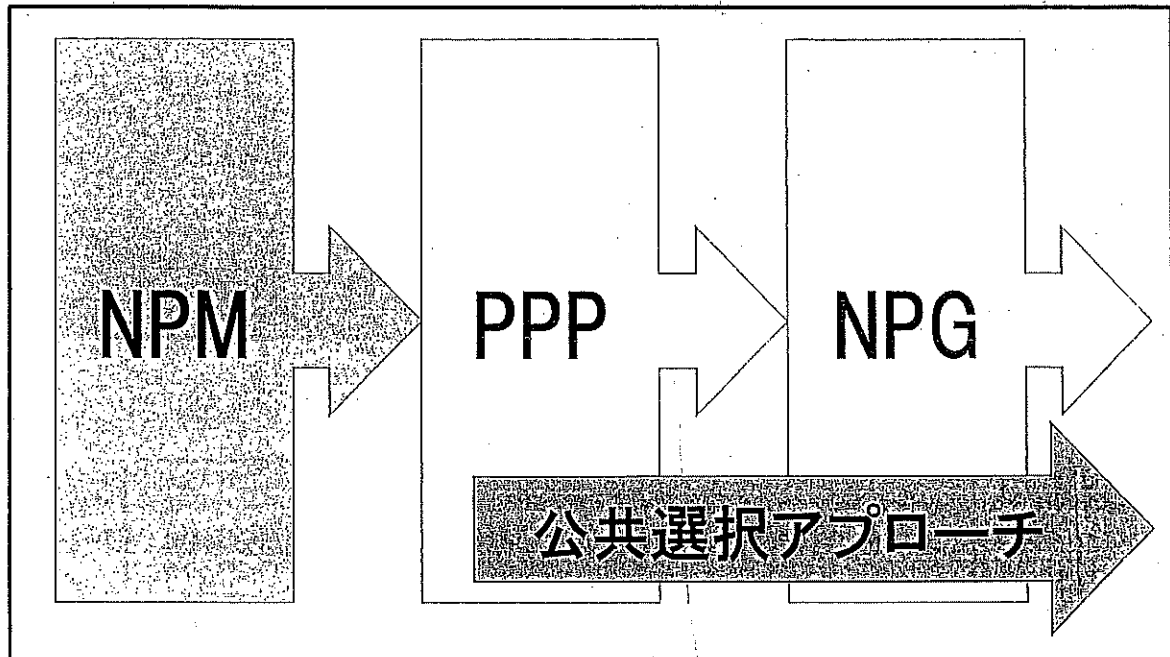
北海道大学法学研究科・公共政策大学院教授

宮脇 淳

自治体経営：行動規範の転換

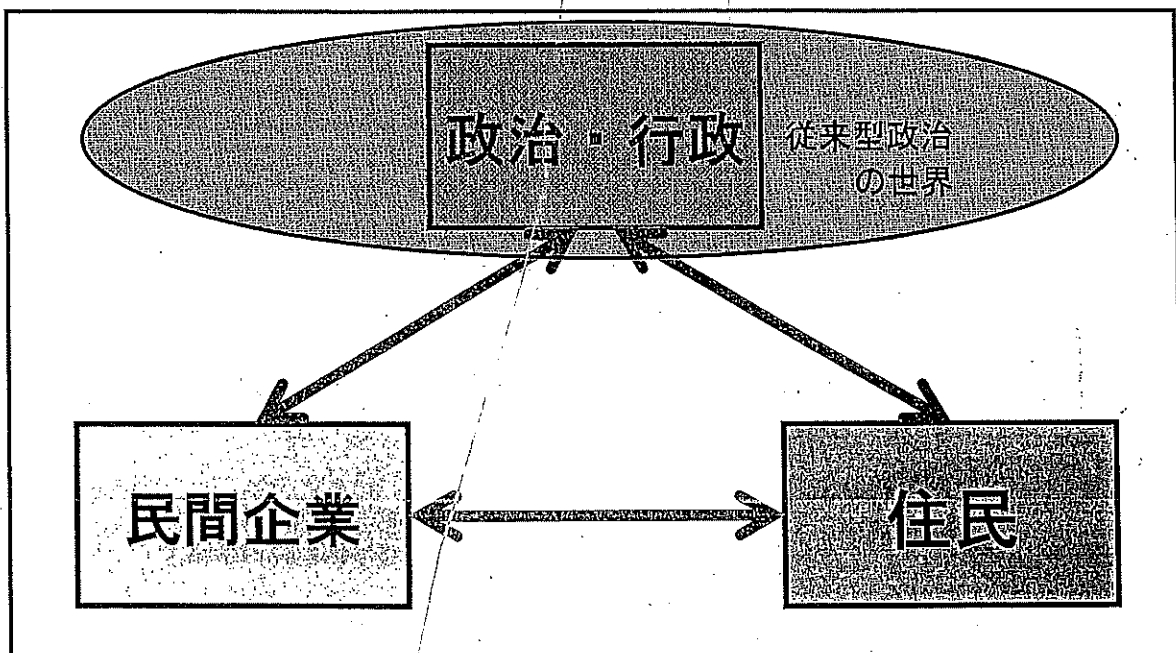


1980年代以降の理論的展開



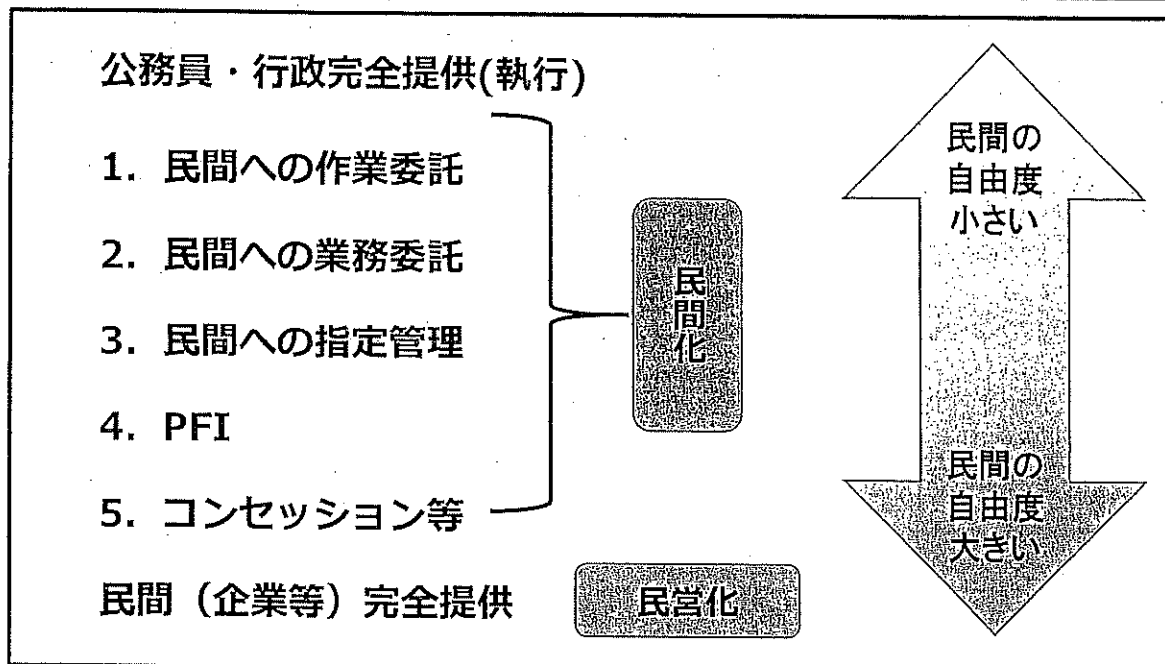
3

主体論・関係論 (テキストP129)



4

政策の多様化と政治的非参加



5

政策との係わり方の多様化

参加 動機		公式争点への対応	非公式争点への対応
働きかけの 対象	行政内部への働きかけ	①選挙に関連する行動、政治家としての行動等。 ②行政内部への住民参加等。	①公式的参加の拒否～投票に行かない等。 ②住民運動等。
	行政外部への働きかけ	①政策形成過程への抗議的参画等。 ②新たな公的機能を担うNPO、官民連携等。	①私的問題の公共化。 ②内部問題の告発等。

6

シリーズ「自治体政策再生への処方箋」〈全5回／第2回〉

自治体経営の進化に向けた理論と実践

～公共サービス改革の流れを読み解く理論(NPM、PPP、NPG)～

図書館総合研究所

【講師】 宮 脇 淳 北海道大学 大学院法学研究科・公共政策大学院 教授

【進行】 13:30 開会

13:40-15:20 講義

15:20-15:30 休憩

15:30-16:30 質疑

16:30 閉会

【日時】 2017年8月8日(火) 13:30-16:30

【会場】 図書館流通センター本社ホール（東京都文京区大塚 3-1-1）

【資料】 1. 自治体経営の進化に向けた理論と実践

指定管理者制度をめぐるのは、制度導入から10年以上が経過する中で、事業の種類を問わず、その制度的利点とともに課題についても改めて検証することが必要となっている。問題の根幹は、コスト削減や人的資源のスリム化を重視した指定管理者制度の活用という現状にあって、指定管理を採用する目的を官民ともに改めて問い直し、共有することである。

指定管理者制度について検証する際には1980年代以降に日本で進められて来た民間化政策の流れを押えておく必要がある。以下、この流れを概観する。

右肩上がり経済が続いた1970年代までは、政治・行政の枠組みの中で、既存制度や前例を重視し統治する管理型の体系が中心を占めてきた。しかし、管理型統治体系が経済社会の成熟化とともに硬直化を進め、公共サービスの質の劣化と財政赤字の拡大等の歪みをもたらしたことは周知のとおりである。

そして、先進諸国における「大きな政府」への反省と財政危機の深刻化から、80年代以降は「NPM(New Public Management)」理論を国・地方自治体の統治体系として重視する流れが強まった。新自由主義・市場主義の下で、成果主義、市場メカニズム、顧客主義等に基づいて、民間化政策とともに「小さな政府」を目指す流れである。

その後、市場主義を民主的手続きへと戻そうとする動きが、新公共サービス「NPS(New Public Service)」理論として強まりを見せた。住民、地縁団体、NPOなど多様な主体が、様々な利害や価値観の下に参加し意思決定する仕組みの重視である。

その中で、2000年頃からはコスト主義の過熱やセーフティネットの劣化等の問題が浮上、これを克服しながら、市場のみならず住民参加など民主的手続きを組み込み、国・地方自治体の政策や公共サービスを形成し展開する流れが生じている。このNPMから一段階進んだ民間化とその後の官民パートナーシップをNPG(New Public Governance)と称している。NPGでは、市場原理ではなく、民主主義の観点から住民への奉仕者としての役割を重視し、事業モデル等を形成することが基本となる。NPGは、NPSを一步進め、国・地方

自治体が住民等とネットワークを形成し、公共サービスや財政等も含め広範な意思決定を行うことを重視するガバナンス議論の一類型である。つまり地方自治体等は民主的政策決定を重視し、住民参加など官民協働のネットワーク機能をもとに集团的繋がりにおいて意思決定等を行うパートナーシップの仕組みである。

こうした流れを踏まえ、図書館等の指定管理でも、まず目的は何かを地方自治体と指定管理者とで明確に共有し、図書館等の機能を利用者だけでなく地域住民とともに考えるプロセスを形成することが重要となる。それには、地域での図書館の機能を利用者だけでなく住民に「見える化」する必要がある。見える化とは、図書館に関心のない住民に対しても、まずは図書館の機能を認識してもらう工夫をすることであり、「可視化」とは異なる。ここでポイントとなるのは、図書館の機能について、「理解」ではなく、「認識」してもらうことに重点をおいて情報共有を進める点である。

ただし、指定管理を導入する主たる目的を、行政の人的スリム化やコスト削減等とすれば、NPMと同様の課題を抱える恐れがある。指定管理をめぐるNPM的課題としては、①導入に際し予算や職員の削減など行政改革の面が実質的に強調されやすいこと、②弾力性や柔軟性のある施設運営が期待されるものの、地方自治体の条例・施行規則、従来からの管理型思考等により硬直的になってしまう実態があること、③地方自治体と指定管理者との情報共有など連携が不十分な場合、公の施設を通じたサービス提供の質に影響を与え、同時に当該サービスを支える人的資源の育成も不十分となること、などが挙げられる。

指定管理者制度など民間化政策は、公共サービスを完全に民間企業に委ねる民営化とは異なる。公共サービスとして位置づけながら、その提供を民間法人等に委ねる仕組みであり、最終的に公共サービスの提供責任は地方自治体にある。指定管理を導入すればスリム化が実現すると考えるのは適切ではなく、新たな制度の質と持続性を確保する上でも、NPGの視点から住民そして民間企業との十分な意思疎通とそれを踏まえた意思決定を行うことが不可欠となる。

5月26日、民法の一部を改正する法案が第193回国会で成立し、公布の日から起算して3年を超えない期間の範囲で政令が定める日から施行されることとなった。今回の改正は、①短期消滅時効制度を廃止し、一定事項の消滅時効を1年から5年に延長、②法定利率を年5%から3%に下げるとともに変動利率制度を導入、③保証人の保護強化を図るため事業融資に対する個人保証は原則無効とする制度を導入、④敷金は原則返還とする敷金関係の判例法理を明文化、⑤瑕疵担保責任について、欠陥に伴う修理や代金減額も請求できるとする契約責任説を採用、⑥定型約款の新設など、民法の基本的部分を含む広範多岐にわたる内容となっている。委託方式等による官民連携・民間化が拡大する中で、地方自治体関連の業務においても、今回の改正は密接に関係することから、その要点を整理しておくこととする。

第1は、短期消滅時効の廃止である。改正前の民法では、小売商、飲食業、弁護士報酬、診療報酬等いくつかの類型に分け1～3年で債権が消滅する短期消滅時効制度を導入してきた。今回の改正では、こうした業務区分による債権の消滅時効期間の設定について、経済社会の変化とともに合理的根拠を見出すことが難しいとの判断から、以上の区分を廃止し、他の債権と同様に原則5～10年で時効消滅する制度に改められている。これに伴って、督促等による時効停止の効力が生じる期間も延長されている。

第2は、法定利率引下げと変動金利制度の導入である。利率は約定利率と法定利率に分けられる。約定利率とは、法律の範囲内で契約によって利率を当事者間で決めることを意味する。しかし、同じ利率でも損害賠償請求権の利率等は、予め当事者間で合意しておくことが難しい性格のものであり、法律で設定しておく必要がある。これを法定利率という。今回の改正では、

この法定利率を従来の5%から3%に下げるとともに、市場金利との大きな乖離の発生を防ぐために3年間を1期とした金利の見直しを可能とする変動金利制を導入している。これらの見直しは、相対的に高い金利の場合、裁判が長引くことで損害賠償を請求する方が有利となる実態があることにも配慮したものである。

第3は、事業融資に対する個人保証を原則無効とする制度の導入である。事業融資に対して個人が保証人となれば、個人に予期困難な負担を求める場合も生じ得ることから、原則無効とする制度に改められている。ここで「原則」としているのは、保証意思の確認が公証人によって行われ、公正証書の作成が行われた場合などは有効とするためである。

第4は、敷金関係の判例法理の明文化である。マンション等の賃貸借契約において、借主が払う敷金の位置づけが明確ではなく、紛争となることも少なくない。そのため、改正法では過去の裁判例をもとに賃貸借契約の終了に伴って部屋の引き渡しが行われた場合、貸主は敷金を借主に原則返還しなければならないとしている。もちろん、借主に未払いの金銭債務がある場合には、貸主は敷金から当該額を差し引くことができるという規定も追加されている。

第5は、不適合担保責任の見直しである。購入した商品や委託による業務に欠陥があった場合、取り替えあるいは修理・補完してもらうことを可能にする規定を新たに設けている。従来の民法では契約解除、損害賠償請求の規定のみであった。そのため、当事者間で契約の趣旨に基づき一定の品質を満たしていない場合には、売主は契約上の責任を負い、買主は契約の解除、損害賠償請求に加え、修理や代金減額も請求できるよう改められている。なお、「瑕疵」に代えて「不適合」が用いられている。この不適合担保責任は、とくに地方自治体の官民連携等で留意すべき点となる。

民間化におけるリスク認識の重要性

宮脇 淳 北海道大学 大学院法学研究科・公共政策大学院 教授

地方自治体は、指定管理など民間化政策を、なぜ選択するのか。第1の理由は行政コストの削減である。アウトソーシングすることで、行政の直営から官民連携のパートナーシップ型へと転換し、行政の非効率性を克服するためである。第2は公共サービスの質的向上である。民間化と民営化とは異なる。民間化は、公共サービスとしての位置づけを維持したまま、その提供を民間企業やNPO等の組織に委ね、行政の視点では認識しにくい改善に取り組み、公共サービスの質的向上を図るためである。第3は行政リスクの軽減である。職員給与や経費の削減で数字上のコストや財政収支は一時的に改善しても、非貨幣的価値を含め、自治体経営上、将来のリスクを温存、あるいは拡大させる結果となれば、将来、リスクが顕在化することで地域の持続性確保が困難となるためである。

リスクとは、将来発生することが一定の確率で認識できる事項で、とくに自治体経営の持続性にダメージを与える要因である。地方自治体では、そうしたリスクの認識が十分でないことに加え、認識したリスクへの対応力も極めて硬直的・漸次的である。このリスクの認識と対応の能力の現状を、民間で補完することで、自治体経営の持続性は大きく向上する。仮に、コストや公共サービスの質が従来同様であっても、リスクの認識と対応を民間に委ねることで自治体経営の持続性が向上するのであれば、官民連携の成果は高く評価されなければならない。しかし、地方自治体として、リスクの認識が弱く、リスク認識と対応を民間に移転したことのメリットとそれに伴う民間のコストを認識せず、民間への委託費用等を削減するとすれば、民間企業では当該事業を継続的に担うことが困難となる。

リスク認識は、リスクコントロールへと結び付けることでリスク管理として機能する。つまり、リスク発生に伴う意図しない変化でデメリットを受けるのではなく、リスクをコントロールすることによって、リスク発生による変化を事前に意図したものへと転換することが可能となる。職員数の削減、事務事業の外部化などの取り組みと

同時に、行政機関で蓄積してきたノウハウの継承や、民間のリスク管理に向けたコーディネート力、民間化の成果に対するモニタリング力など新たに必要となるノウハウへの積極的な評価が重要である。こうしたノウハウの蓄積と継承の仕組みを構築せず、人員削減や外部化を進めた場合には、総務や企画も含め、部門を問わずコーディネート力やモニタリング力を支える情報が拡散し、将来的に住民に向けた公共サービスの質等を低下させる要因となる。加えて、地方自治体自体に潜在的なリスクを抱え込み、行財政の持続性を阻害する要因ともなる。

経済社会の「環境変化はない」と考えるほどリスクは大きくなる。不完全でも将来の変動を確率要因として認識することが、リスクから受ける地域のマイナス影響を軽減する。確実に発生が見込めない不測の事態の中でも、将来的に発生する確率が比較的高く、組織や地域への影響度の大きいリスクに焦点を当て、発生した場合にいかに対処するかを事前に想定することがリスクコントロールであり、耐久力のある自治体経営のカギとなる。耐久力ある自治体経営の形成に向けては、①不測事態への認識(将来起こり得る事態の列举と確率イメージ、組織などに与える影響度の把握、事態発生の見積もり)、②行動開始時期の判断(不測事態の発生が近いことを知らせるシグナル予兆の認識と列举、シグナルを認識し、その認識を伝達する部局の明確化)、③対応策の事前提示(発生した、あるいは発生すると思われる不測事態の影響を緩和する戦略の事前形成、緩和政策が計画や財政に与える影響の測定、緩和戦略実践のための事務事業の形成)などに関する意思決定と自覚的フィードバックによる検証が必要となる。こうした仕組みと機能を、民間とともに形成し展開することは、将来のコストを大きく軽減する要因となる。リスクは、リスクを認識しそれへの対処能力が相対的に高い組織体が担うことで、事業の効率性と持続性を高める。民間化によるリスクコントロール発揮の側面を、改めて認識し評価する必要がある。

特集 産後ケアを成功に導くコツ

【健康科学大学産前産後ケアセンター ママの里の取り組み】

山梨発, 官民協働による産後ケアシステム

榑 原 まゆみ

助 産 雑 誌

第 71 巻 第 3 号 別刷

2017 年 3 月 25 日 発行

医学書院

【健康科学大学産前産後ケアセンター ママの里の取り組み】

山梨発、官民協働による 産後ケアシステム

健康科学大学産前産後ケアセンター ママの里 センター長

榎原 まゆみ さかきばら まゆみ

健康科学大学産前産後ケアセンター ママの里

〒406-0036 山梨県笛吹市石和町窪中島 587-112

山梨県の年間出生数は6000人ほどですが、県の産前産後電話相談では年間1500件を超える相談が寄せられるそうです。山梨県および県内全市町村と、健康科学大学が協働ではじめた産前産後ケアセンターの活動内容を紹介していただきました。

当センターの概要

健康科学大学産前産後ケアセンター(以下、当センター)は、2016年1月、山梨県産後ケア事業を受託運営する私立民営の施設として、山梨県のほぼ中央に位置する笛吹市石和町に開所した。施設のコンセプトは「不安解消」「安らぎ」「癒し」「休息」とし、敷地内にある石和温泉源泉を足湯や浴室に利用し、「いつでもあなたと家族を支えるために助産師を中心とした専門家が待っています」を合言葉にしている。母親たちにとって困った時はいつでも頼れる実家のような場所でありたいと、愛称を“ママの里”にした。

施設は2階建てで、2階には居室と浴室とシャワー室があり、居室は6部屋(洋室4、和室2)。そのうち2部屋は上の子も宿泊できる広めの部屋である。1階は事務所、会議室、多目的スペース、個別相談室、ケアルーム、電話相談室、食堂などがある。

スタッフは、常勤助産師2名(センター長、

副センター長)、パート助産師13名、常勤事務長1名、パート保育士1名の17名である。運営事業者は、健康科学大学を運営する学校法人富士修紅学院*である。健康科学大学は、理学療法、作業療法、福祉心理、看護の学科をもつ山梨県内唯一の私立の医療系大学である。

当センターは以下の3事業を行なっている。

- ①山梨県産後ケア事業(県と市町村で構成する山梨県産後ケア事業推進委員会委託事業)：原則、産後4か月までの母子を宿泊型でケアする。
- ②山梨県産前産後電話相談(県委託事業)：24時間対応の助産師による電話相談。
- ③自主事業：健康教室や母乳ケアなどの個別相談や日帰りケア等独自の事業。

*学校法人富士修紅学院は、2017年4月1日より「学校法人健康科学大学」と名称が変更される。

健康科学大学 産前産後ケアセンター

☎ 055-268-3575

宿泊型ケア

山梨県在住で産後4か月までの母子が利用対象
利用理由は、子育てに不安・負担に感じている、
疲労がたまっている、育児技術の習得など
宿泊料金は、1泊 6,100円
定額は、33,900円ですが、27,800円は
県・市町村で助成してくれ、原則3泊・最大6泊まで
補助を受けることができます。
利用したい方は、お住まいの市町村へご相談ください。
県内外問わず自費で宿泊することもできますので
センターへご相談ください。
お母さん1人ひとりに寄り添い、悩みを解決し方を決める
オーダーメイドプログラムです。心ずくゆく育児に慣れて
家に戻りましょう!!

日帰り型ケア

利用対象は産後6か月までの母子。利用理由は宿泊と同様。
助産師によるボディケア・育児相談・育児技術の習得、おしんこ
赤ちゃんを預かってもらい、ゆとりと休みたい等、利用するお母さんの要望に
対応します。これは、センターに電話で予約を下さい。
※ 日帰りケアの助成を行っている市町村もありますので
詳しくは、センターへお問い合わせください。



365日
24時間対応!! 電話相談

055-269-8110

妊娠中の不安・心配、産後の体調・育児の悩みなど
助産師が対応します。1人で悩まず、相談してください。
お母さんだけでなく、ご家族の方も利用できます。県外の方も
利用できます!!



乳ケア相談

センターでは、土日関係なく
助産師が母乳のケア相談に
対応します。
授乳の様子について指導を受けたり
直母量が測れるのをうれしいですね。
卒乳の相談もできますよ。
利用料金は3,000〜5,000円
お母さんへ電話で予約して下さい。

育児相談

子どもの月齢・年齢に関係なく利用可能。
経験豊富な助産師が相談にのります。
個室で話しできるので安心して相談していただけます。
利用料金は30分2,000〜3,000円
センターに電話で予約して下さい。



大人にも
子どもにも
大人気!!

健康教室

センターでは、多くの親子が集えるようにイベントを行っています。
月齢の近い友達と一緒に楽しめる「ベビー・マサージ」
妊婦さん同士の交流が楽しくお互いに励み合える
マタニティクラス・ベビーマタニティクラス
その他にも楽しいイベントを行っています。
詳しくはHPをご覧ください。
※ イベントは予約制ですので電話で予約して下さい。

見学できます!!

まずはセンターを見学してみませんか?
見学は山梨県の子育てに
優しい県・子育て支援家族を
大切に思う方が感じ
もらえるはずです。
見学随時受付中!! お越しの際は
センターへお問い合わせください。

利用者さんの声

- 自分の子育ては間違っていないと自信が持てた。
- 話を聞いてもらってアドバイスをいただき、
また育児を頑張ろうと活力をいただきました。
- 気軽に相談でき、忙しい時には寄り添って、
くれる暖かい場所でした。
- 思いがけず以上に子育てが楽しくて泣いて喜ばれ
ていたが、センターを利用している間に心も軽く
子どものことを本当に後で感じる事ができました。
おしゃべり時には相談できるママ友があると
いいお母さんになって、かたがたこれまでに。

健康科学大学

産前産後ケアセンターで子育て利用者の声



こんな風に思っていますか?

- ★ 慣れない育児への不安
- ★ 出産・育児での疲労がたまっている
- ★ 育児技術の習得したい
- ★ 子育てについて相談したい

山梨県外にお住まいの方

自費で宿泊できますので
直接センターへお問い合わせ
して下さい。

山梨県にお住まいの方

母子健康手帳をもちに市町村の
窓口へ申請に行きましょう。
(※ 妊娠中での申請も可)
申請が通ったらセンターへお問い合わせください。

センターへの電話で

日程の相談

ご相談し合う内容は

- ★ 宿泊したい日曜日の調整
- ★ 希望のお部屋の確認
- ★ お食事のメニューの有無
- ★ 上の子の家族の宿泊準備について
- ★ お母さんとお子さんの様子について

ぜひお聞かせください。

※ センターは土日曜日も開いており、
いつでもお問い合わせください。

(5時にチャームイン)

(本館同チャーム・オリエンテーション)

お一人、お二人のお話をじっくり聞いて
ケアプランやセンターでの過ごし方を決めていきます。

センターへお越しの際は、お母さんが安心して
子育てに専念できるよう、お子さまと笑顔で
お迎え入れるように、スタッフ一同支援していきます。

どうぞ、安心して子育てしてください。



産前産後ケアセンターとは...

妊娠中より様々なご相談を受けたり

子育ての心配や産後の疲れたお母さんの

心と体に寄り添いながら、お母さんが明るい気持ちで

子育てができるようサポートする施設です。

初めての子育てでは特に不安が大きいのではないのでしょうか。

授乳や抱っこがうまく出来ずに

自分を責めたり、行き場のない気持ちを

家族に向けてしまったりすることもあるかもしれません。

そんな時はどうぞご相談下さい。

いつでもあなたと家族を支えるために

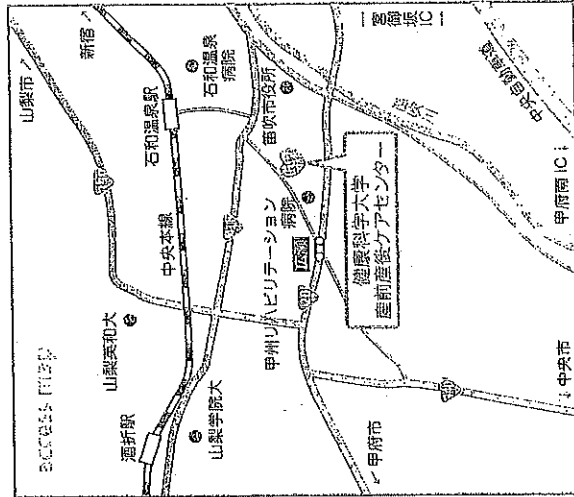
助産師を中心とした専門家がケアいたします。

また、いつでも助産師に相談できる

産前産後電話相談も実施しています。

山梨県産後ケア事業運営委員会

mamanosato



山梨県産後ケア事業運営委員会

健康科学大学

産前産後ケアセンター

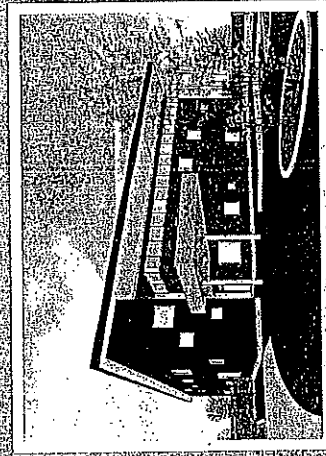
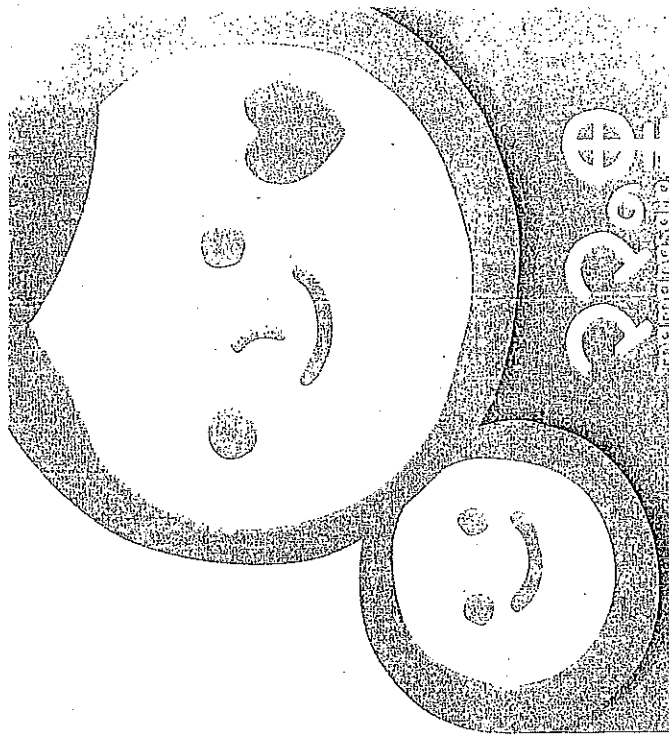
☎055-268-3575

〒406-0036 山梨県笛吹市石和町中島 587-112

(旧県立総合福祉センター 産前産後ケアセンター)

健康科学大学

産前産後ケアセンター



健康科学大学

産前産後ケアセンター

山梨県産後ケア事業運営委員会

健康科学大学

産前産後ケアセンター

【施設紹介】

お母さん方がゆったりとお過ごしできるよう、自然の光がやさしく射し込み窓からは木々の緑が眺められるように考えられたつくりになっています。石和温泉の源泉を利用した足湯を設置しました。また宿泊利用者の方の浴室にも源泉を利用してありますのでゆったり体の疲れもとっていただけます。

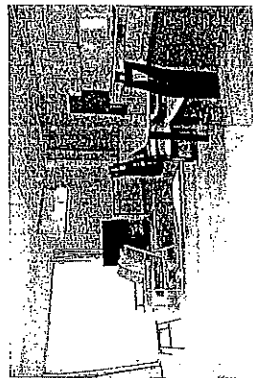
相談室

個別にゆっくりご相談ができます。母乳のケアも受けられます。



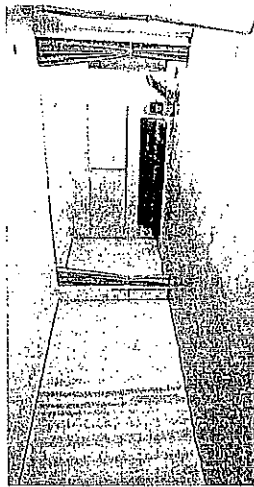
食堂

体にやさしい食事を楽しくお話しながらどうぞ。食後は足をながめてゆったりできます。



居室(浴室4和室2)

明るく静かな環境です。上のお子さんも宿泊できる広めのお部屋もあります。



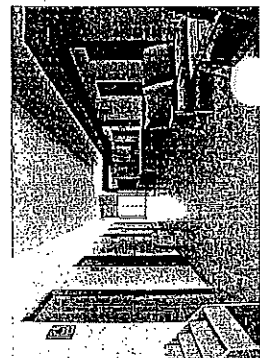
多目的スペース

ベビーマッサージや母乳教室などを開催します。日当たりが良く冬でも床暖房で暖かい環境です。



浴室

温泉を利用した広めの浴室です。産後の腰痛や肩こりの解消、母乳分泌にも効果的です。



【産前産後ケアセンター利用案内】

お母さん一人に寄り添いながら過ごし方を決めるオーダーメイドプログラムです。授乳や沐浴の指導を受けられるほか、赤ちゃんを預けてゆっくり食事、入浴、睡眠をとることができます。4日間程度の滞在中に少しずつゆっくりと育児に慣れて家庭に戻りましょう。

利用手続き(県内に住所がある方)

住民票のある市町村の窓口に申請書を提出後、センターに予約

利用対象

育児への不安等がある原則産後4カ月までの母子

利用料金

自己負担額 1泊2食 6,100円(昼食別途900円)

※ 基本料金 33,900円のところ、27,800円分は山梨県とお住まいの市町村から補助されます。原則として3泊4日です。上のお子さんと一緒に滞在することもできます。(有料)
※ 県外に住所がある方も自費1泊2食 33,900円で利用することが出来ます。

日帰り型産後ケア

産後ケアを日帰りで受けることもできます。

- ・時間 10:00 ~16:00
- ・対象 産後5ヶ月頃までの母子
- ・料金 13,000円(市町村により補助あり)

個別ケア

料金 3,000円~5,000円(時間・内容による)

- ◇母乳ケア
- ◇個別相談(妊婦の方も含む)

※地域・月齢・曜日に関わらずなどたでもご利用できます。

健康教室

参加費 1,000円~2,000円(教材費による)

- ◇ベビーマッサージ
- ◇マタニティクラス(ほかほからくらく授乳)
- ◇ママババクラス
- ◇ストレッチクラス(産前産後の腰痛、肩こり、しびれ等の対策)
- ◇孫育て講座(祖父母にむけての現代の子育てについてのお話)

※見学を希望の方はご連絡ください。

政 務 調 査 費 出 金 票

10

出金日	平成29年9月4日
項 目	研修費
摘 要	平成29年度下新川海岸整備促進議員連盟会費
金 額	5,000円
支出内訳	
領収書	領 収 書 金5,000円 但し、平成29年度下新川海岸整備事業促進議員連盟会費として 上記金額を領収いたしました。 平成29年9月4日 公明党 魚津市議会議員 中瀬 淑 美 様 下新川海岸整備事業促進議員連盟 会長 鹿 熊 正

本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承認	会派会長印	経理責任者印
		

平成29年度

下新川海岸整備事業 促進議員連盟総会

と き 平成29年7月18日(火)
ところ 小川温泉元湯ホテルおがわ

議案第2号

平成28年度歳入歳出決算

1 歳 入 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
会費、負担金	355,000	355,000	0	県議会議員 60,000 魚津市議会議員 30,000 黒部市 115,000 入善町 119,000 朝日町 31,000
繰越金	176,635	176,635	0	前年度繰越金
雑収入	365	3	△ 362	預金利息
合 計	532,000	531,638	△ 362	

2 歳 出 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
会 議 費	60,000	54,214	△ 5,786	総会会場借上料、看板代
事 務 費	20,000	3,757	△ 16,243	要望書印刷代
事 業 費	442,000	368,525	△ 73,475	中央要望活動費
予 備 費	10,000	0	△ 10,000	
合 計	532,000	426,496	△ 105,504	

3 差引残高

歳 入 歳 出 残 高
 531,638円 - 426,496円 = 105,142円 (翌年度へ繰越)

議案第6号

平成29年度歳入歳出予算(案)

(単位:円)

1 歳 入

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
会費、負担金	350,000	355,000	△ 5,000	県議会議員 60,000 魚津市議会議員 25,000 黒部市 115,000 入善町 119,000 朝日町 31,000
繰越金	105,142	176,635	△ 71,493	前年度繰越金
雑収入	858	365	493	預金利息
合 計	456,000	532,000	△ 76,000	

(単位:円)

2 歳 出

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
会 議 費	60,000	60,000	0	総会会場借上料、看板等
事 務 費	10,000	20,000	△ 10,000	要望書印刷代等
事 業 費	381,000	442,000	△ 61,000	中央要望等活動費
予 備 費	5,000	10,000	△ 5,000	
合 計	456,000	532,000	△ 76,000	

下新川海岸

直轄海岸保全施設整備事業について

平成29年7月18日

地方整備局 黒部河川事務所 古本 一司

80th

出金日	平成29年10月27日
項 目	研修費
摘 要	旅費、セミナー代金
金 額	49,500円
支出内訳	黒部宇奈月温泉～新大阪往復 19,500円

領 収 証

平成 29 年 10 月 27 日

公明党 様

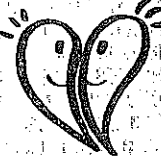
￥ 19,500.-

収入
印紙

但し
上記の金額正に領収いたしました。



タクシーチケットが便利です！
毎月の一定日に締切り、一括ご請求
お問合せ 0765 22-0640



オレンジの
魚津交通株式会社
〒937-0805 富山県魚津市本町2860-2
TEL(0765)22-0640 FAX(0765)23-0640
e-mail: info@uetsu-kyokai.co.jp

取扱者印

領!

領 収 証

公明党 様 29 年 10 月 16 日

★ ￥30,000

但 10/16 10:00～「家庭教育支援行政の実際」、
10/16 14:00～「家庭教育支援行政の課題と改善策」
2講座 研修会受講代として
上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

一般社団法人地方議員研究会
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
TEL 06 (7878) 6297



本紙

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印
		

① 研究研修旅費

② 調査・請願旅費

政務調査費旅費計算書

会派名

公明党

金額 19,500 円

(1人あたり 19,500 円)

用務	研修					
旅行先	新大阪					
旅行期間	平成 29年 10 月 16日～平成 年 月 日(0 泊 1日)					
種別	区 間		乗車料金	急行料金	特別車料金	合 計
鉄道賃	自 黒部宇奈月温泉 駅	至 新大阪 駅	円	円	円	19,500 円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
車 賃	区 間		借り上げ料金	燃料費	高速料金	合 計
	自	至	円	円	円	円
宿泊料	泊分					円
その他(駐車料金等)	(内訳)					円
備考	黒部宇奈月温泉～新大阪往復 19,500円					
合計	19,500 円					

旅行議員氏名 中瀬 淑美

承認印	
会派会長	経理責任者
	

FAX 06-7878-6308

お申込みは FAX または メール にて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

メール申込み方法

mail@chihogiken.jp

FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ ☒ チェックください。

	10月16日(月)	10月17日(火)
10:00 ~ 12:30	☒ 家庭教育支援行政の実際	☐ 地域資源を活用した 新しい家庭教育支援のカタチ
14:00 ~ 16:30	☒ 家庭教育支援行政の 課題と改善策	☐ ネウボラ(子育て包括 支援センター)とアウトリーチ型 家庭教育支援の融合で地域創生

お名前	(フリガナ) 中瀬 頼美	貴議会名	魚津市 (3 期目)
電話番号	0765(23) 1049	FAX番号	0765) 23-1056
E-mail	yyp3902006@gmail.com		
領収証宛名	ご本人様名 ・ その他(100A 宛)		

開催
場所

新大阪丸ビル別館

[4講座同場所] 〒533-0033 大阪市東淀川区
東中島1-18-22 丸ビル別館

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ・事務局

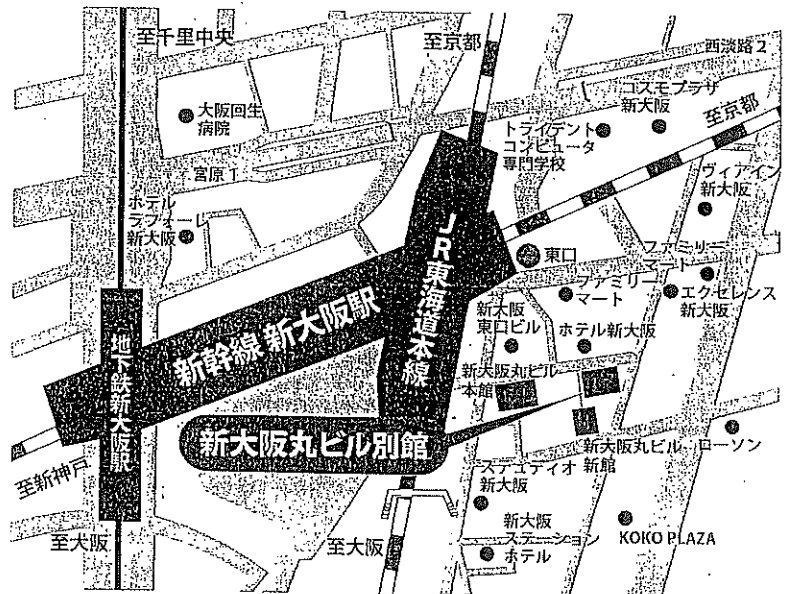
地方議員研究会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639



JR新大阪駅東口より徒歩2分

地下鉄御堂筋線・新大阪駅⑤⑥番出口より徒歩8分

近隣に「本館」や「新館」もございますが、会場は
「別館」です。お間違のないようお越しください。

京都・神戸まで約30分

地方議員研究会

※当社類似名称を名乗る企業、団体から案内チラシが届くとの相談が寄せられておりますが、当社とは全く関係ございません。
テーマ、チラシレイアウト等も同じ悪質な団体もございますので、お間違のないようお越しください。

平成29年9月29日

魚津市議会 公明党
中瀬 淑美様

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 06-7878-6297
FAX 06-7878-6308

受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。

お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。
領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

- ・受講日 平成29年10月16日10:00~12:30、10月16日14:00~16:30（大阪）
- ・受講料 1講座 15,000円 × 2講座 = 30,000円
- ・領収証宛名 公明党様

【 受講料 お振込み口座 】
楽天銀行 第二営業支店
普通 7520919
名義（社）地方議員研究会

旅 行 復 命 書

平成 29 年 10 月 26 日

氏 名 中瀬 淑美



件 名	地方議員研究会 議員セミナー
-----	----------------

このことについて、次のとおり復命いたします。

視 察 先	新大阪
出張期間	自 平成 29 年 10 月 16 日 (月) 0 泊 1 日
■講師：水野達朗 氏（一般社団法人家庭教育支援センター 代表理事） 地方議員研究会セミナーを受講。 ① 「家庭教育支援行政の実際」について ② 「家庭教育支援行政の課題と改善策」について 平成 18 年に教育基本法が改正され、家庭教育に対する位置付けが定義されたことを受けて、家庭教育支援条例を施行する自治体も出てきた。 家庭教育とは、親が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なソーシャルスキルを身につける援助を行うことで、全ての教育の基礎となるものの事をいう。 近年では、「核家族化」や「地域とのつながりの希薄化」、「親の孤立化」、「身近に親としての手本がない」、「ネット等で子育て情報だけが氾濫」など、家庭環境を取り巻く課題があり、こういった背景により、保護者に対する家庭教育の学習機会や情報を提供し、サポートを行う必要が出てきている。 家庭教育を支援することによって、家庭が力をつけ、併せて地域や学校の教育力も向上することに繋がり、結果、不登校児童を未然に予防する事にもつながる。 全国で約 12 万人いる不登校児童のうち、約 3 万人しか復学出来ていない現状を、改善させ、これらの問題をさらに広げる事なく、いかに未然に予防する事に繋げるかが「家庭教育支援」に期待するところである。	

所感

近年、他の自治体で「家庭教育支援条例」が施行されている例があり、実例を学ぶ為、当セミナーを受講した。

核家族化が急激に進む時代背景のなか、併せて地域の中での子どもを通じた付き合いが減少している。昔は、「家庭教育」は地域社会の中で自然と行われ、誰かれなく子どもたちを見守り教育し、育てていた。しかし近年社会環境や家庭環境の変化に伴ってその形が崩れ、家庭での教育が行き届かない子どもたちが増えてきた。結果として不登校や引きこもりなど、最近多発している社会問題がクローズアップされてきている。家庭教育支援の仕方として行政が行う場合と民間が行う場合があり、自治体によっては「家庭教育支援条例」の施行を始めているところもある。魚津市は妊娠から出生、子育て、保育、小学校、中学校まで切れ目のないケアを特徴としている。しかし不登校児童が全くゼロではない実態もある。

又、子どもが不登校になった際に、行政の縦割り組織の弊害が顕著に現れ、窓口の複雑化（教育委員会と福祉部・子育て支援センター）など、類似した所管があり、対応が後手に回っている自治体も多い事を学んだ。

スクールソーシャルワーカーの活動等の力も借り、行政としてできる限りのことは、やっていくようチェックしていきたい。

今後、魚津市の子育てや教育の一層の向上を図るために役立てていきたい。

親を支える切れ目のない行政支援のために 議員としてできること①

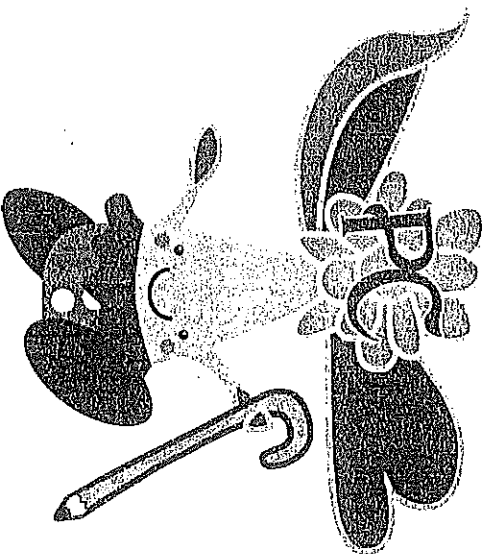
国・自治体・家庭の支援を知る講師が解説！

家庭教育支援行政の実際

～議員としておさえておきたい家庭教育支援行政の概要～

講師：水野達朗

(家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事)



親を支える切れ目のない行政支援のために 議員としてできること②

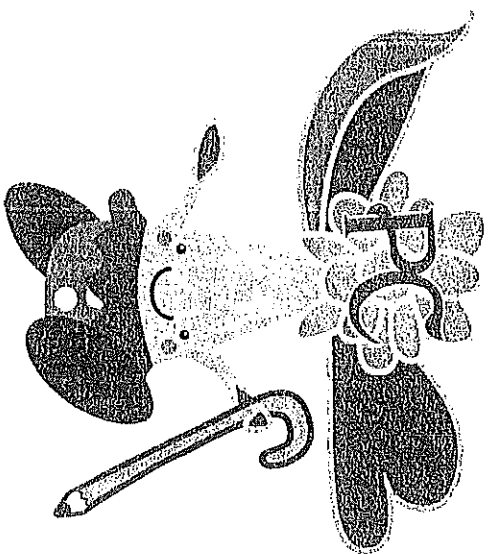
国・自治体・家庭の支援を知る講師が解説！

家庭教育支援行政の課題と改善策

～ケーススタディで解説する行政支援が陥りやすい課題とは～

講師：水野達朗

(家庭教育支援センターパレンツキヤンプ代表理事)



。不登校を支援
家庭教育支援センター

政 務 調 査 費 出 金 票

13

出金日	平成29年8月10日
項 目	研 修 費
摘 要	29年度富山県日韓友好議員連盟会費
金 額	2, 0 0 0 円
支出内訳	

領 収 書

領収書 ㄥ 2, 0 0 0 -

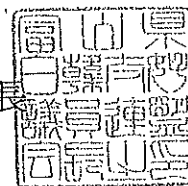
ただし、平成29年度富山県日韓友好議員連盟会費
として

平成29年8月10日

公明党

中瀬 淑美 殿

富山県日韓友好議員連盟会長



本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印

平成 29 年 度

富山県日韓友好議員連盟総会

と き 平成29年7月31日 (月)
午前10時～12時

ところ 富山第一ホテル
3階 天平の間

富山県日韓友好議員連盟

平成28年度事業実績報告

1 理事会の開催

平成28年5月23日（月）、富山第一ホテル「春日の間」において理事会を開催し、総会運営、訪韓団の派遣等について協議した。

2 総会の開催

平成28年7月19日（火）、富山第一ホテル「天平の間」において、駐新潟大韓民国総領事、県知事（代理：公営企業管理者）、県議会議長等を来賓として招き、総会を開催した。

3 講演会の開催

平成28年度総会終了後、「韓日関係の新しい50年に向けて」と題して、元駐日本国大韓民国特命全権大使 ^{シン ガクス} 申 珏秀 氏の講演会を開催した。

4 懇親会の開催

講演会終了後、^{チョ コンヒ} 趙 建熙 駐新潟大韓民国総領事、講演会講師 ^{シン ガクス} 申 珏秀 氏初め10名により、最近の日韓関係について懇談した。

5 第18回訪韓団の派遣

平成28年8月30日（火）から9月2日（金）までの4日間、第18回訪韓団 ^{カンウォンド} 江原道庁、^{カンウォンド} 江原道議会、在大韓民国日本国大使館及び韓日親善協会中央会等を訪問、韓国鉄道公社ソウル本部、平昌オリンピック競技会場を視察した。

監 査 書

富山県日韓友好議員連盟の平成28年度収支決算及び事業実績について監査を実施したところ、それぞれの諸帳簿は正確に処理されており、収支決算報告書のとおり相違ないことを確認する。

平成29年 7月 7日

監 事

永 森 直 人



監 事

村 泉 博



顧問 (案)

顧問

〃

〃

〃

⑧

米	原	蕃	(	県	)
四	方	治	(	〃	)
鹿	熊	正	(	〃	)
杉	本	正	(	〃	)

平成29年度収支予算(案)

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増減額 C (A-B)	備 考
1 会 費	730,000	736,000	▲ 6,000	県及び市町村議会議員 (県38人、市町村251人)
2 雑収入	147	809	▲ 662	
3 繰入金	0	200,000	▲200,000	訪韓積立金の減
4 繰越金	256,853	464,191	▲207,338	
計	987,000	1,401,000	▲414,000	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	増減額 C (A-B)	備 考
1 会議費	400,000	400,000	0	総会、理事会経費
2 事業費	367,000	781,000	▲414,000	講演会経費 (167千円) 訪韓積立金 (200千円)
3 事務費	20,000	20,000	0	
4 予備費	200,000	200,000	0	
計	987,000	1,401,000	▲414,000	

(顧問)

第8条 会長は、理事会に諮り顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第9条 この連盟の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算の決定並びに決算の認定

(2) 規約の改正

(3) その他必要と認めた事項

4 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において委任された事項

(3) その他重要な会務の執行に関する事項

(事務局)

第10条 この連盟の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長は、理事のうちから、会長が委嘱する。

3 事務局長は、会長の命を受けて財務を総括する。

(財務)

第11条 この連盟に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第12条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、この連盟の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年5月19日から施行する。

政 務 調 査 費 出 金 票

14

出金日	平成29年12月18日
項 目	研 修 費
摘 要	旅費、ホテル代
金 額	37,920 円

領 収 証		平成29年12月18日
公明党 様		収入 印紙
¥ 37,920 -		
但し 上記の金額正に領収いたしました。  タクシーチケットが便利です！ 毎月の一定日に締切り、一括ご請求 お問合せ 0765 22-0640  オレンジの 魚津交通株式会社 〒937-0805 福井県魚津市本江2860-2 TEL (0765) 22-0640 FAX (0765) 23-0640 e-mail: info@u6zu-kotsu.co.jp 取扱者印 		

請 求 書

NO. Page: 1

〒937-0067
魚津市釈迦堂1-10-1

魚津市役所
中瀬 叔美 市議会議員

殿

〒937-0805 福井県魚津市本江2860-2

魚津交通株式会社

TEL (0765) 22-0640 FAX (0765) 23-0640

e-mail: info@u6zu-kotsu.co.jp

0765 22-0640

代表取締役社長 谷川 悠

2017/11/30

2017/12/1

前回御請求額	今回御入金額	差 引 額	今回御利用額	チケット枚数	今回御請求額
0	0	0	40,620		40,620

日 付	乗 車 地	経 由 地	降 車 地	運 賃	摘 要
2017/12/1	東京出張	宿泊費	11/30~12/1	16,100	谷川 (3ヶ月規定分13,400)
2017/12/1		新幹線		23,520	谷川
2017/12/1		手数料		1,000	谷川

氏 名 中瀬叔美

承認	会派会長印	経理責任者印
		

① 研究研修旅費

② 調査・請願旅費

政務調査費旅費計算書

会派名

公明党

金額

37,920

円

(1人あたり

37,920

円)

用務	研修					
旅行先	東京					
旅行期間	平成 29年11月30日～平成 29年 12月 1日(1泊 2日)					
種別	区 間		乗車料金	急行料金	特別車料金	合 計
鉄道賃	自 黒部宇奈月温泉 駅	至 東京 駅	円	円	円	23,520 円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
車 賃	区 間		借り上げ料金	燃料費	高速料金	合 計
	自	至	円	円	円	円
宿泊料	1 泊分					13,400 円
その他(駐車料金等)	(内訳)					円
備考	黒部宇奈月温泉～東京 往復 23520円 ホテル代 13,400円 手数料 1,000円					
合計						37,920 円

旅行議員氏名 中瀬 淑美

承認印	
会派会長	経理責任者
	

旅 行 復 命 書

平成 29 年 12 月 3 日

氏 名 中瀬 淑美



件 名	「移住・交流ガーデン」東京における各都道府県のアンテナショップ、 北方領土返還要求アピール行進
-----	--

このことについて、次のとおり復命いたします。

視 察 先	東京
出張期間	自 平成 29 年 11 月 30 日 (木) 至 平成 29 年 12 月 1 日 (金) 1 泊 2 日
11 月 30 日 (木) 13 時～15 時 分 「移住・交流ガーデン」東京における各都道府県のアンテナショップの現状について 東京一極集中から地方への人口移動が進められる中、東京での地方自治体の情報発信活動がどの様にされているかの調査 総務省が地方創生、移住支援のため、一般社団法人 移住・交流推進機構 (JOIN) が東京駅八重洲口近くにセンターを平成27 年3 月25 日にオープンした。センターには、47 都道府県のコーナーが設置され観光パンフや自治体情報誌などが置かれ、また空きスペースでは季節イベントも開催されるとのことであった。常設のPCでは各地域の移住を進める情報等が発信されていたが魚津市のパンフもあった。 ・ 考察 東京では国の施策として地方に目を向けられるように取り組まれている。遠方でもあり独自でこのような施設を持つことができない篠山市、ネット社会でのツールをもっと有効活用して魚津市の良さを伝え、来篠してもらえるよう魅力ある情報を発信する必要があると考える。 12月1日(金)10時～11時30分 日比谷公園大音楽堂で行われた、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会 (北隣協) が主催する「北方領土返還要求中央アピール行動」に参加しました。江崎大臣は日比谷公園大音楽堂で行われた出発式の挨拶で「北方四島の帰属の問題を	

解決して日露平和条約を締結するという我が国の一貫した基本方針の下、交渉を前進させていくこととしております。私も北方対策担当大臣として、引き続き外交交渉を後押しする国民世論の啓発に全力で取り組んでまいりたい所存です。」と挨拶がありました。約500名の参加者と行進参加者と北方領土返還を訴えました。



入 場 整 理 券

北方領土返還要求アピール行進

日 時 平成29年12月1日(金)

集 合 10時00分

出発式 10時30分(出発11時30分)

場 所 日比谷公園野外音楽堂
(東京都千代田区日比谷公園1-3)

コース: 日比谷公園野外音楽堂(11:30)→日比谷公園西幸門→銀座外堀通り→
数寄屋橋→新大塚交差点解散(12:10) 計1.6km

問い合わせ先

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

根室市総合政策部北方領土対策室内

北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会事務局

電話 (0153)23-6111・FAX (0153)24-8692



平成29年度

北方対策

～北方領土の返還実現にむけて～

— 目次 —

1. 北方領土の自然と社会	1
・北方四島と自然	
・北方四島の面積	
・本土から北方四島までの距離	
・北方四島の概要	
・戦前の北方四島	
・現在の北方四島	
2. 北方領土問題とは	5
・終戦時の経緯	
・北方領土に関する取り決め	
・平和条約交渉の経緯	
・我が国の北方領土問題における対露外交の基本方針	
・北方領土問題をめぐる主要年表(過去5年間)	
3. 国民世論の啓発	9
・毎年2月7日 北方領土の日	
・毎年2月と8月 北方領土返還運動全国強調月間	
・政府広報などでの啓発	
・北方領土問題広報動画を使用した取組	
・北方領土返還要求推進バッジの紹介	
・様々なイベントの場での啓発	
・「北方領土エリカちゃん」	
・若い世代への広報・啓発活動	
・北方少年・函館豆記者	
・映画「ジョパンニの島」	
・北方領土教育	
・北方領土啓発施設	
・データが示す現状と課題	
4. 四島への訪問等	17
・四島交流(ビザなし交流)	
・自由訪問	
・北方領土墓参支援	
5. 元居住者等に対する援護	22
6. 北方領土問題を巡る組織・制度等	23

政 務 調 査 費 出 金 票

3(1)

出金日	平成30年1月23日
項 目	研 修 費
摘 要	29年度北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出する富山県地方議員連盟会費
金 額	2,000 円
支出内訳	領 収 書 No: 170074 発行日: 平成30年 / 月23日 魚津市議会 公明党 中瀬 淑美 様 金額 ¥2,000- 但し、北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出する富山県地方議員連盟 平成29年度会費 として 上記の金額正に受領いたしました 富山県市議会議長会 会長 村上 和久 
領収書	

本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承 認	会派会長印	経理責任者印
		

(仮称) 北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出する
富山県地方議員連盟設立総会

次 第

平成29年11月28日 (火)

北日本新聞ホール

1 開 会

2 発起人挨拶 田方正治

(拉致家族を救うため、いかに早く救出するか、
ミサイル、ロケットの打ち上げ、
日本への脅威がますます高まっている。

3 来賓祝辞

15年前、5名の帰国後、平和を希望して、
手紙のやり取りを通じて、北朝鮮の拉致被害者救出を
必要とし、いかに早く救出するか、ミサイル、
ロケットの打ち上げ、日本への脅威がますます高まっている。

4 議 事

- (1) 連盟の名称について
- (2) 規約の承認について
- (3) 役員を選任について
- (4) 平成29年度事業計画(案)について
- (5) 平成29年度収支予算(案)について

5 そ の 他

6 閉 会

平成29年度収支予算（案）

自 平成29年11月28日
至 平成30年3月31日

<収入の部>

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
会 費	480,000	(県)40名 (市)200名
雑 収 入	325,313	県拉致議連より引継ぎ
計	805,313	

<支出の部>

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
会 議 費	200,000	設立総会費等
事 業 費	550,000	啓発週間講演会助成金 ブルーリボン仕入れ 書籍購入など
事 務 費	55,313	
計	805,313	

平成29年度北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出する
富山県地方議員連盟役員（案）

会 長	四 方 正 治 (県)
副 会 長	菅 沢 裕 明 (")
"	鹿 熊 正 一 (")
"	大 野 久 芳 (")
"	村 上 和 久 (富 山 市)
"	狩 野 安 郎 (高 岡 市)
理 事	杉 本 正 (県)
"	山 辺 美 嗣 (")
"	上 田 英 俊 (")
"	火 爪 弘 子 (")
"	吉 田 勉 (")
"	金 厚 有 豊 (富 山 市)
"	成 田 光 雄 (")
"	高 田 真 里 (")
"	水 口 清 志 (高 岡 市)
"	樋 詰 和 子 (")
"	な だ 安 弘 (射 水 市)
"	関 口 雅 治 (魚 津 市)
"	萩 山 峰 人 (氷 見 市)
"	滑 川 市 選 出 市 議 会 議 員 (滑 川 市)
"	新 村 文 幸 (黒 部 市)
"	山 森 文 夫 (砺 波 市)
"	尾 山 喜 次 (小 矢 部 市)
"	長 井 久 美 子 (南 砺 波 市)
事 務 局 長	山 本 徹 (県)
事 務 局 次 長	藤 井 裕 久 (県)
監 事	横 山 栄 (県)
"	竹 内 美 津 子 (射 水 市)

政 務 調 査 費 出 金 票

3(1)

出金日	平成30年1月31日						
項 目	研 修 費						
摘 要	旅費、セミナー代						
金 額	44,600 円						
支出内訳	黒部宇奈月温泉～関内 往復 24,600円 セミナー代 20,000円						
領収書	領 収 書 <u>公明党</u> 様 領収年月日 2018.-1.31 金 額 ￥24,600- (クレジット扱い) 購入内容 JR乗車券類発行 原券番号 -000001 あいの風とやま鉄道株式会社 魚津駅発行 75-04370 印紙税申告納 付につき富山 税務署承認済						
領 収 証	公明党 魚津市議会 中瀬 淑美 様 No. _____ ★ ￥20,000.- 但 第20期自治政策特別講座 受講料として 2018年 2月 8日 上記正に領収いたしました 内 訳 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>収入</td> <td>税抜金額</td> </tr> <tr> <td>印 紙</td> <td>消費税額等(%)</td> </tr> </table> 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8 イオン第2オフィス 自治体議会政策学会 会長 竹			収入	税抜金額	印 紙	消費税額等(%)
収入	税抜金額						
印 紙	消費税額等(%)						

本紙に収まらないときは、適宜別紙を作成のこと

氏 名 中瀬淑美

承認	会派会長印	経理責任者印
		

① 研究研修旅費

② 調査・請願旅費

政務調査費旅費計算書

会派名

公明党

金額

24,600

円

(1人あたり

円)

用務	研修					
旅行先	横浜					
旅行期間	平成 30年 2月 9日～平成 30 年 2月 9日(0泊 1日)					
種別	区 間		乗車料金	急行料金	特別車料金	合 計
鉄道賃	自 黒部宇奈月温泉 駅	至 関内 駅	円	円	円	24,600 円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
	自 駅	至 駅	円	円	円	円
車 賃	区 間		借り上げ料金	燃料費	高速料金	合 計
	自	至	円	円	円	円
宿泊料	泊分					円
その他(駐車料金等)	(内訳)					円
備考						
合計						24,600 円

旅行議員氏名 中瀬 淑美

承認印	
会派会長	経理責任者
	

旅 行 復 命 書

平成 30 年 2 月 12 日

氏 名 中瀬 淑美



件 名	第 20 期 自治政策特別講座 < 2 0 1 8 年 > 予算審議と自治体議会の責務
-----	--

このことについて、次のとおり復命いたします。

視 察 先	横浜
出張期間	自 平成 30 年 2 月 8 日 (木) 至 平成 年 月 日 () 0 泊 1 日
第 1 講義 13:00-14:40 - 地方財政の現状と課題 - 星野 泉 明治大学教授 国の地方財政改革の議論が進んでいる。先が見通しにくい現状の中、基本となる自治体財政の見方と来年度の予算審議における財政分析のポイントについて伺いました。。 地方自治法が改正され市町村の総合計画が義務でなくなったことで、総合計画を策定していない自治体も多く、あっても他の自治体の内容をコピーしたような内容の総合計画も多くあるという。ますます高齢者が 100 歳まで生き続ける社会へ大きく変化する中で、長期構想を有しないことは大きなリスクとなる。 また、自治体行政も議会も長期ビジョンなしでの予算審議は、行政運営へのチェックのための基準が見えにくい。自治体経営の PDCA のサイクルを明確にする必要があるとともに、これからの自治体は、住民の身近な様々な問題の解決に向け、住民と行政の「協働」が一層必要であり、民意を的確に反映し熟議によって政策を磨き上げる自治体議会が求められている。 議会のチェック機能を、しっかりと行うことの重要性を再確認する事ができた。	

第2講義 14:50-16:30

- 自治体業務と議会のBCP —作成と実効性のチェックポイント
- 丸谷 浩明 東北大学 災害科学国際研究所 教授

列島で災害が多発する中、BCP（業務継続計画）の策定や維持・更新、事業継続はどうあるべきか。計画実現のための予算・資源の確保と事前対策はどうあるのか学びました。

平成26年7月19日から20日にかけて魚津市では、記録的な豪雨災害が発生。議会としても、議会、議員の災害時のあり方を再確認の必要性を痛感し防災訓練時のメール送受信訓練を行ったり、協議を重ね市議会災害対応ししん（BCP）を平成27年3月策定しました。

又、市としても、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に現在進めてを早急の作成が必要であると感じた。。

第20期自治政策特別講座

予算審議と

自治体議会の責務

第1講義

地方財政の現状と課題

星野 泉

明治大学政治経済学部 教授

プロフィール

立教大学大学院博士後期課程研究指導修了。筑波大学、中央大学、立教大学各非常勤講師、明星大学人文学部助教授、明治大学政治経済学部助教授を経て、2002年、明治大学政治経済学部教授。他に、首都大東京大学院、専修大学大学院各非常勤講師。2005年 - 06年、スウェーデンヨーテボリ大学客員研究員。

専攻は財政学、地方財政論。

著書に、『税のかたちは国のかたちー財政再建のための24のポイントー』（朝陽会、2015年）、『自治体財政がよくわかる本』（イマジン出版、2014年、共著）、『スウェーデン高い税金と豊かな生活』（イマジン出版、2008年）、『分権型税制の視点』（ぎょうせい、2004年）、『現代の地方財政（第3版）』（有斐閣、2004年、共編著）など。

第2講義

自治体業務と議会の BCP

—作成と実効性のチェックポイント

丸谷 浩明

東北大学 災害科学国際研究所 教授
NPO 法人事業継続推進機構副理事長

プロフィール

1959 年、埼玉県生まれ。東京大学経済学部を卒業後、建設省（現国土交通省）に入省。内閣府防災担当企画官、京都大学経済研究所教授、（財）建設経済研究所研究理事（東京工業大学特任教授兼務）、内閣府防災担当参事官、国土交通省政策研究所政策研究官等を経て東北大学災害科学国際研究所教授（現職）。NPO 法人事業継続推進機構副理事長を兼務。

著書に、「事業継続計画の意義と経済効果」（ぎょうせい）、「中央防災会議『事業継続ガイドライン』の解説とQ & A」（日科技連出版社）、「都市整備先進国・シンガポール」（アジア経済研究所）、「建設経済の基礎知識」（経済調査会）。